




# かまくらジェンダー平等・ 女性支援プラン



鎌倉市男女共同参画計画(第3次)  
改訂版



だれもが安心して  
もっと自分らしく  
生きるために！

鎌倉市 令和4年3月発行 (令和8年3月改訂)

## 平和都市宣言

われわれは、

日本国憲法を貫く平和精神に基いて、  
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、  
全世界の人々と相協力してその実現を期する。  
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、  
ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和33年8月10日

鎌倉市

## 鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

### 前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。  
すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、  
わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、  
ここに市民憲章を定めます。

### 本文

- Ⅰ わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- Ⅰ わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- Ⅰ わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- Ⅰ わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- Ⅰ わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

# 目次

## 第1章 プラン策定にあたって

1	プラン策定（改訂）の趣旨	1
2	プランの名称	2
3	プランの位置付け	3
4	プランの期間	4
5	プラン策定の背景	4

## 第2章 プランの内容

1	基本理念	20
2	目標	21
3	体系図	24

## 第3章 施策の展開

目標Ⅰ	ジェンダー平等社会実現への理解促進	26
目標Ⅱ	意思決定の場でのジェンダー平等の推進	28
目標Ⅲ	安全・安心に暮らせる社会の実現	30
目標Ⅳ	ワーク・ライフ・バランスのための環境づくり	34
目標Ⅴ	配偶者等に対する暴力の根絶	36
目標Ⅵ	困難な問題を抱える女性への支援の推進	38

## 第4章 推進体制の充実

1	推進体制	40
---	------	----

## 資料

1	鎌倉市男女共同参画推進委員会委員名簿	41
2	プラン策定経過	41
3	男女共同参画に関する歩み（年表）	42
4	SDGs 目標一覧	45
5	関係法令	
(1)	鎌倉市男女共同参画推進条例	46
(2)	鎌倉市男女共同参画推進条例施行規則	47
(3)	男女共同参画社会基本法	47
(4)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	49
(5)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	52
(6)	ストーカー行為等の規制等に関する法律	57
(7)	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	59

## 1 プラン策定（改訂）の趣旨

鎌倉市では、性別の違いによる差別を解消し、個人一人ひとりの能力が活かされ、社会のあらゆる分野における男女共同参画社会の実現を目指して、平成5年（1993年）に「かまくら女性プラン」を策定しました。平成11年（1999年）6月には「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）<sup>1</sup>」が施行され、鎌倉市では、「かまくら女性プラン」を継承して、平成13年（2001年）1月に「かまくら21男女共同参画プラン」を策定しました。平成19年（2007年）2月には「鎌倉市男女共同参画推進条例（平成19年条例第24号）<sup>2</sup>」を施行して、鎌倉市の基本理念を明確にし、平成24年（2012年）3月に「かまくら21男女共同参画プラン（第2次）」を策定しました。

これらプランや条例の基本理念をもとに、さまざまな取組を実施してきましたが、近年、私たちを取り巻く環境は著しく変化しており、特に新型コロナウイルス感染症の拡大は、オンラインを活用した働き方や男性の在宅時間の増加など、日常に変化をもたらし、あわせて、配偶者等からの暴力や性暴力の増加と深刻化、就労実態の悪化などの負の影響も甚大となっています。

また、平成27年（2015年）に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核である持続可能な開発目標（SDGs）では、目標5として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」が掲げられており、ジェンダー平等に向けて世界的な推進が図られている中、性的指向・性自認について多様性の尊重と理解なども求められています。鎌倉市では、平成31年（2019年）4月に「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例（平成31年条例第32号）」を施行し、全ての人がお互いに人格、個性、多様な生き方などを尊重し合い、共に支えあい、すべての人の社会参画をうたう「共生社会」の実現を目指し、取組を推進しています。

このような課題や社会環境の変化を踏まえ、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会を一層推進するため、令和4年3月に「かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】」を策定しました。

「かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】」策定から4年が経過し、この間、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。予期せぬ妊娠・出産、女性に対する暴力、生活困窮、性被害等、女性が女性であるが故に抱える問題は複雑化し、支援ニーズも多様化しています。社会的に弱い立場にある、困難な問題を抱える女性の人権を擁護し、支援することにより、個々人の生活を改善するだけでなく、社会全体のジェンダー平等に寄与することに繋がります。「かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】」の改訂にあたってはこうした女性を取り巻く現状を踏まえ、市の支援に対する方向性を示すとともに、誰もが安心して自分らしく暮らすことのできる社会の実現を目指します。

## 2 プランの名称

鎌倉市では、これまで、「かまくら女性プラン」「かまくら 21 男女共同参画プラン」「かまくら 21 男女共同参画プラン（第 2 次）」を策定してきました。本プランは、これまでの男女共同参画の考え方を踏襲しつつ、社会的・文化的に形成された性別である「ジェンダー」における公平性を求め、性別による役割やその相互関係の平等を目指す考えに基づき、また、多様な性を認め合い、すべての人が安心して自分らしく暮らすことのできる社会を目指し、名称を「かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第 3 次）】」としました。

今回の改訂にあたっては、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の趣旨を踏まえ、プランの名称を「かまくらジェンダー平等・女性支援プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第 3 次改訂版）】」とします。女性を巡る困難な問題は、ジェンダー平等社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題であるという認識の下、包括的な支援を目指していきます。

### ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

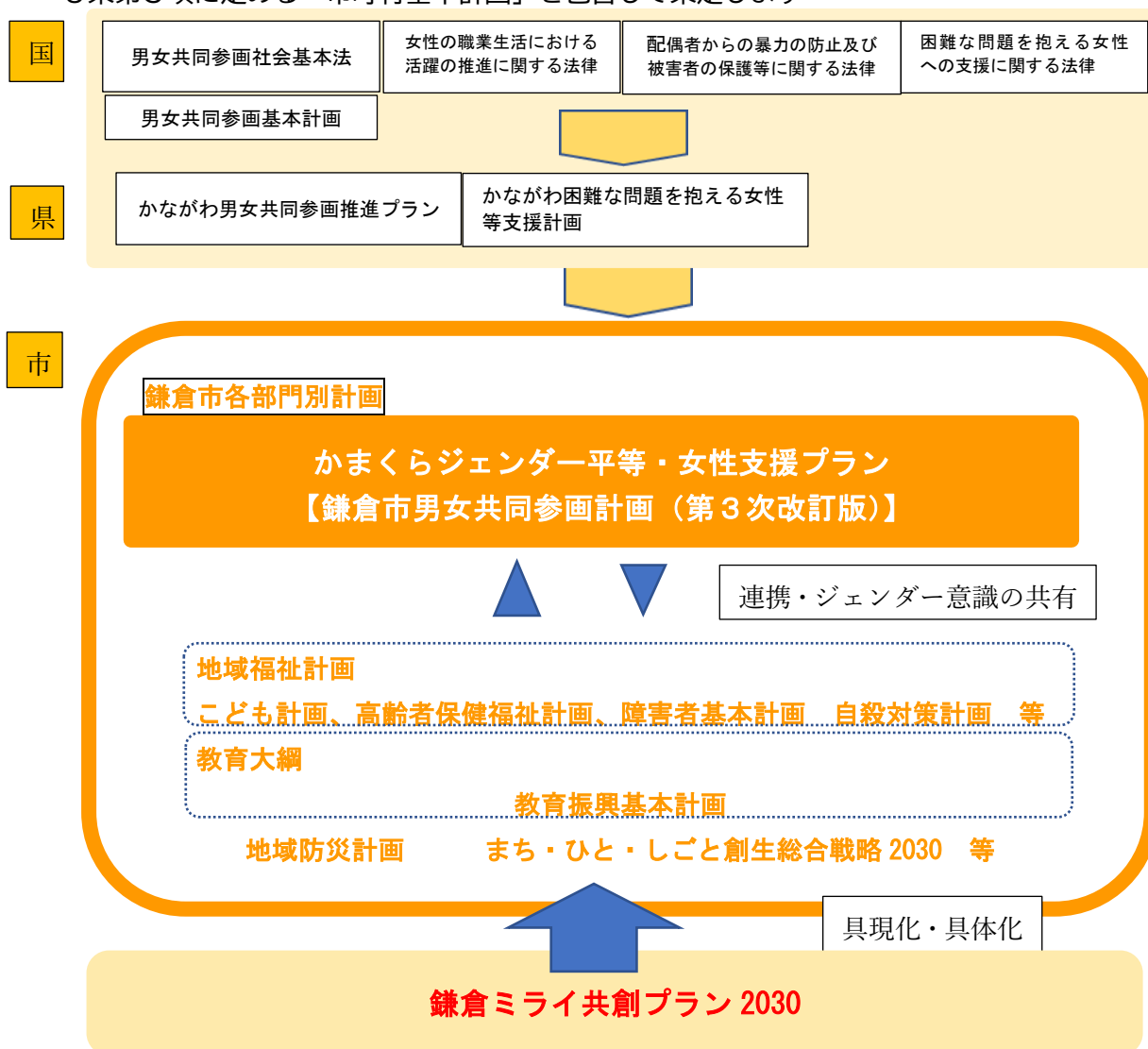
### 困難な問題を抱える女性

様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難を抱えた女性（そのおそれのある女性を含む）のことを指します。適切な支援を受けなければ将来的に問題を抱える女性を含み、年齢、障害の程度、国籍等を問いません。性自認が女性であるトランスジェンダーの方も対象です。

<sup>1</sup> 資料 5（3）、<sup>2</sup> 資料 5（1）、

### 3 プランの位置付け

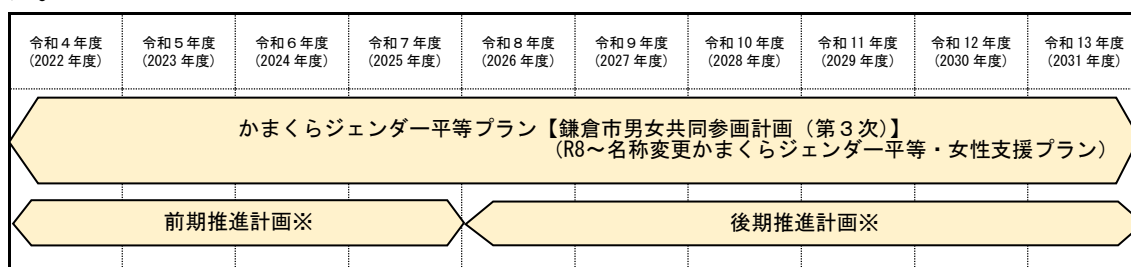
- ◆ 本プランは「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に規定する「市町村男女共同参画計画」に位置付けます。
- ◆ 本プランは、「鎌倉ミライ共創プラン 2030」の分野別計画として策定します。
- ◆ 本プランは、「鎌倉市男女共同参画推進条例」第 8 条に規定する「男女共同参画推進計画」に位置付けます。
- ◆ 本プランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）<sup>3</sup>」第 6 条第 2 項に定める「市町村推進計画」を包含して策定します。
- ◆ 本プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）<sup>4</sup>」第 2 条の 3 第 3 項に定める「市町村基本計画」を包含して策定します。
- ◆ 本プランは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）<sup>4</sup>」第 8 条第 3 項に定める「市町村基本計画」を包含して策定します



<sup>3</sup> 資料5（4）、<sup>4</sup> 資料5（5）

## 4 プランの期間

令和4年度から令和13年度までの10年間とし、本プランの策定から概ね5年後に見直しするものとしていましたが、社会環境の変化等を考慮し、令和7年度に見直しを行いました。



※推進計画は、本プランの推進を図るため、市が取り組むべき具体的な事業を示します。

## 5 プラン策定の背景

(資料3参照)

### 1 国際社会

国際社会においては、女性の地位向上を目的として、昭和50年（1975年）にメキシコシティで第1回世界女性会議が開かれ、平成7年（1995年）に北京で開かれた第4回世界女性会議では「北京宣言・行動綱領」が採択されました。「行動綱領」は、貧困、教育、健康など12の重大問題領域に沿って戦略目標や取組が盛り込まれており、男女共同参画・女性活躍の国際的な行動指針となっています。5年ごとに過去5年間の進捗と今後の課題を世界全体で振り返る取組が行われています。

また、平成18年（2006年）より、世界経済フォーラムが世界各国の男女間の不均衡を数値化し、ジェンダー・ギャップ指数を公表していますが、日本は平成18年（2006年）には115か国中80位、令和7年（2025年）には148か国中118位と、例年、先進国の中で最低のレベルとなっています。



出典：「共同参画」2020年3・4月号（内閣府発行）

## 2 国

国は、平成 11 年（1999 年）6 月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の実現を目指して、取組を進めてきました。

令和 2 年（2020 年）5 月には「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を策定し、東日本大震災の際に、避難所で性別によるニーズの違いなどが配慮されなかったことを課題と捉え、地方公共団体が、女性の視点からの災害対応を進める際に参照できるよう、「基本的な考え方」「平常時の備え」「初動段階」「避難生活」「復旧・復興」の各段階において取り組むべき事項を示しました。

また、性犯罪・性暴力の根絶に向けて、内閣府をはじめ関係府省が連携して取り組む政策・施策の検討や実施の具体的な方針や時期を示す「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を令和 2 年（2020 年）6 月に取りまとめ、令和 2 年度から 4 年度までの 3 年間を集中強化期間、さらに令和 5 年度から令和 7 年度の 3 年間を更なる集中強化期間とし、性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を行っています。

さらに、令和 2 年（2020 年）12 月には、以下の社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題に係る認識を踏まえ、「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を策定し、男女共同参画社会の形成の促進を図っています。

### 社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題（第 5 次男女共同参画基本計画より抜粋）

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
- ② 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- ③ 人生 100 年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- ④ 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- ⑤ デジタル化社会への対応（Society5.0）
- ⑥ 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- ⑦ 頻発する大規模災害
- ⑧ SDGs の達成に向けた世界的な潮流

その他近年は、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題になりました。

こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築し、令和 6 年（2024 年）4 月には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されました。

### 3 神奈川県

県は、昭和 57 年（1982 年）に「かながわ女性プラン」を策定し、同年、女性の複合施設である「婦人総合センター」を開館しました。平成 15 年（2003 年）に男女共同参画社会基本法に基づく計画として「かながわ男女共同参画推進プラン」を策定し、その後 5 年ごとに改定を重ね、令和 5 年（2023 年）に「かながわ男女共同参画推進プラン（第 5 次）」を策定しました。（また、センターの名称を「かながわ男女共同参画センター（かなテラス）」に変更し、男女共同参画社会の実現を推進する拠点施設として、人材育成、相談、調査研究、情報発信・意識啓発といった事業を展開しています。）

令和 6 年（2024 年）には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、かながわ DV 防止・被害者支援プランの改定と合わせて、「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を策定しました。

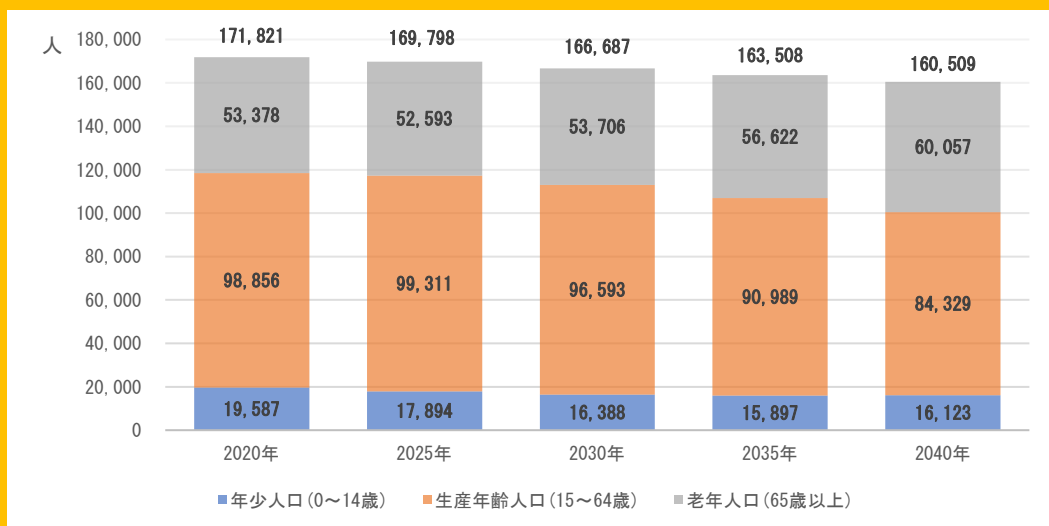
## 4 鎌倉市

### ◆ 現状と課題

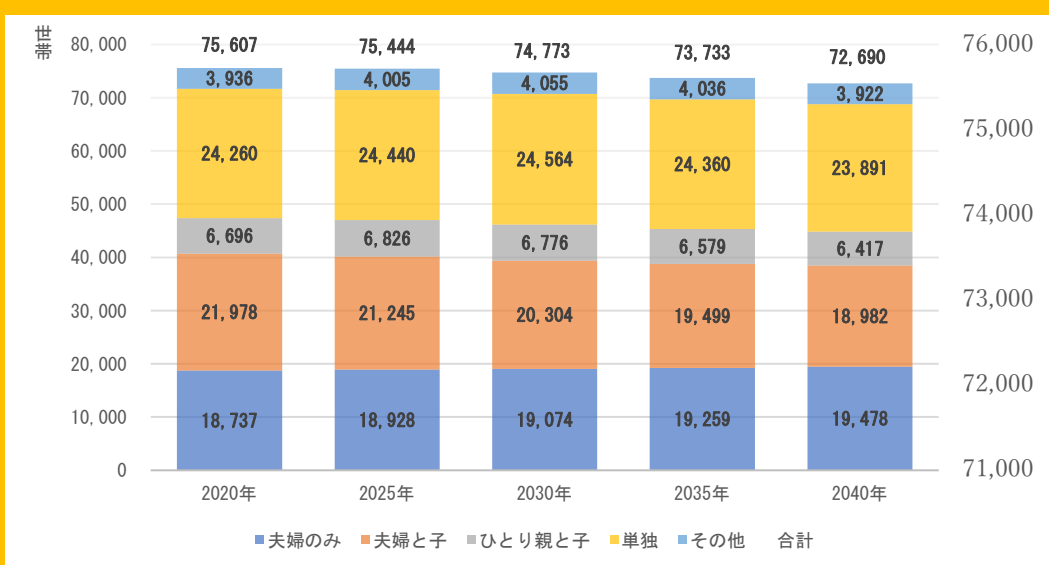
#### 1. 人口と世帯数

鎌倉市の人口は、平成17年（2005年）以降、17万人台を維持してきましたが、令和7年（2025年）には17万人を下回り、今後は減少傾向が強まるものと推計しています。また、年少人口・生産年齢人口の減少や高齢者の増加による少子高齢化<sup>5</sup>がさらに進行する見込みとなっています。世帯数は、人口の減少に伴い減少しますが、特に「夫婦と子」からなる世帯が大きく減少するとともに、夫婦のみの世帯は増加することから、一世帯あたりの人数が減少することが予測されています。

図表1 年齢区分別人口の推移



図表2 世帯類型別の世帯数の推計



●出典：鎌倉ミライ共創プラン2030 資料編

<sup>5</sup> 出生率の低下等により若者の人口割合が減少するとともに、平均寿命の向上等により高齢者の人口割合が上昇する状態。

## 2. 固定的性別役割分担意識

性別による固定的な役割分担はあるべきだと思うかという問いに対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合は、令和6年度の調査では13.7%となっており、令和元年度の調査結果19.5%に比べ5.8ポイント改善され、年々固定別役割分担意識は改善されていると言えますが、更なる改善が必要です。

図表3 「男性は外で仕事、女性は家で家事や育児」といった、性別による固定的な役割分担はあるべきだと思うか



●出典：令和7年2月実施「鎌倉市市民意識調査」  
[回答者数=844]

図表4 「男性は外で仕事、女性は家で家事や育児」といった、性別による固定的な役割分担はあるべきだと思うか

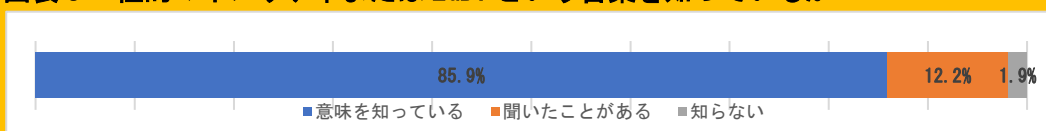


●出典：令和元年度「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画策定に係るアンケート調査」報告書  
[回答者数=1,098]

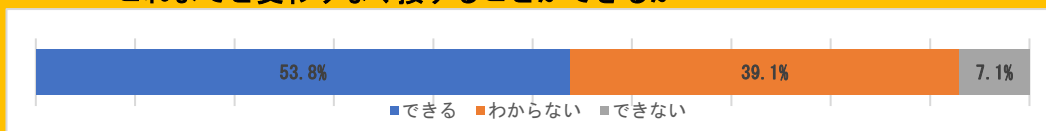
## 3. 性的マイノリティ

性的マイノリティまたはLGBT<sup>6</sup>という言葉は、85.9%が「意味を知っている」と答えたことから、言葉の認知度は高いものの、カミングアウトを受けた場合の対応は「接し方が分からない」など難しい様子が分かります。また、WHO（世界保健機関）が同性愛を「国際疾病分類」から削除することを決議し、同性愛は病気ではないと認められましたが、いまだ心ない言動がメディア等からも見受けられます。

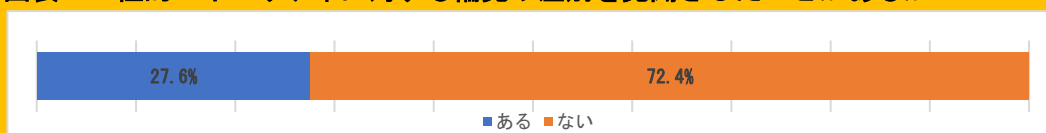
図表5 性的マイノリティまたはLGBTという言葉を知っているか



図表6 親しい方（家族、友人など）からカミングアウトをされた場合、これまでと変わりなく接することができるか



図表7 性的マイノリティに対する偏見や差別を見聞きしたことがあるか



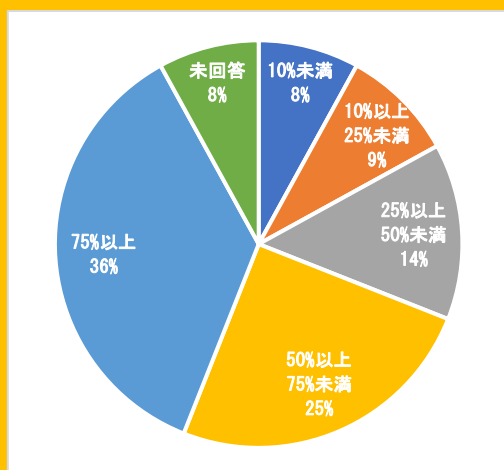
●出典：第46回市政e-モニターアンケート「性的マイノリティについて」（令和元年度）  
[回答者数=156]

<sup>6</sup> L→レズビアン（同性を好きになる女性）、G→ゲイ（同性を好きになる男性）、B→バイセクシュアル（同性も異性も好きになる人）、T→トランスジェンダー（性同一性障害など心と身体の性が一致しない人）の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティの総称のひとつ。このほかにも、クエスチョニング（性自認や性的指向が明確ではない人）、Xジェンダー（性別を決めたくない人）、アセクシュアル（他人に恋愛感情を抱かない人）など、様々なセクシュアリティが存在する。

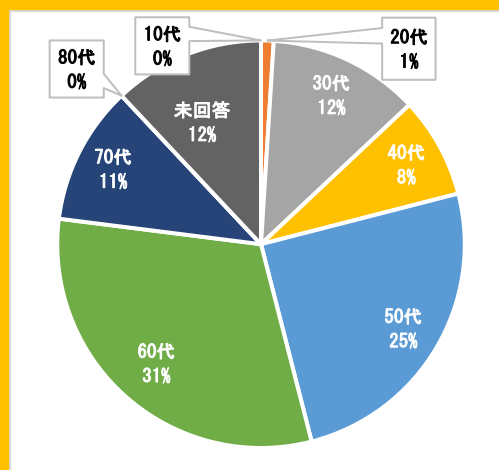
#### 4. 市民活動団体の活動状況

市民活動団体の会員の性別については、女性が75%以上所属する団体が最も多く、次いで50%～75%の団体と続き、全体的に女性の比率が高くなっています。また、会員の年代別人数については、会員の平均年齢が60代という団体が最も多く、次いで50代、30代となっており、職業別では、専業主婦が50%を越えています。育児等がひと段落した女性の活躍が見受けられる一方、男性の更なる参画が必要です。

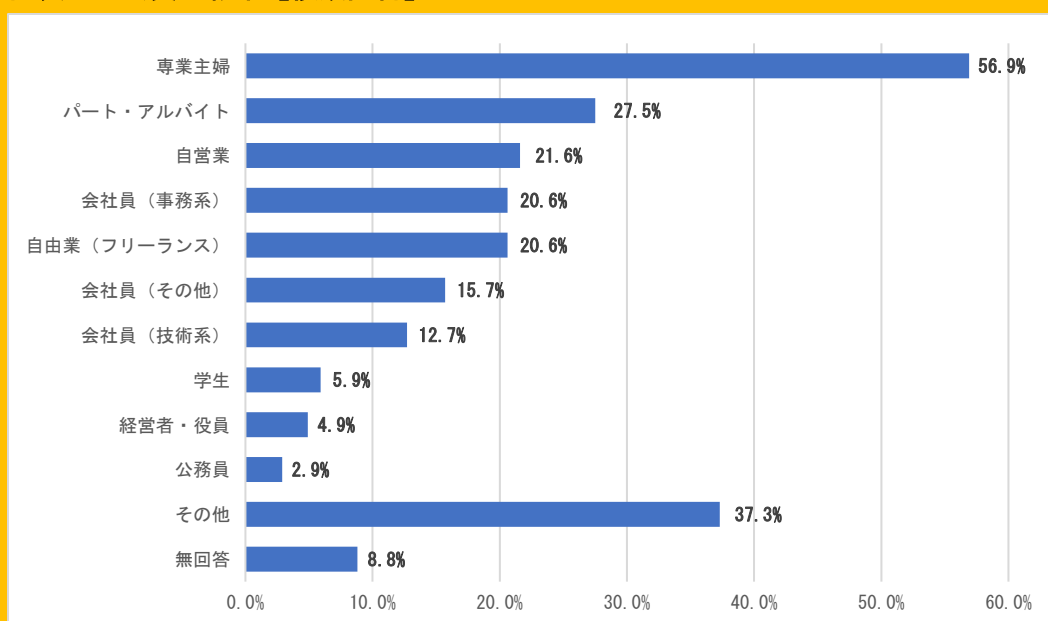
図表8 女性会員の割合



図表9 平均年代



図表10 会員の職業【複数回答】

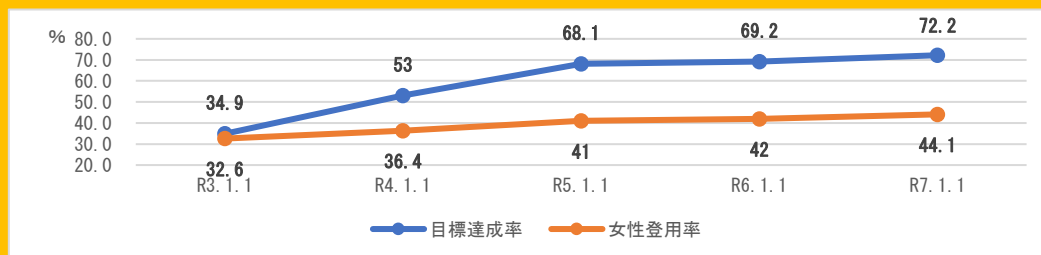


●出典：鎌倉市内の市民活動団体の活動状況に関するアンケート調査報告書（令和元年度）  
[回答者数=103]

## 5. 鎌倉市審議会等への女性の登用状況

「鎌倉市における審議会等への女性委員の登用推進要綱」では、「男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満とならない」ことを目標としています。目標を達成した審議会等の割合（目標達成率）は増加しており、70%を超える審議会が目標を達成していますが、更なる改善が必要です。

図表 11 鎌倉市審議会等への女性の登用状況

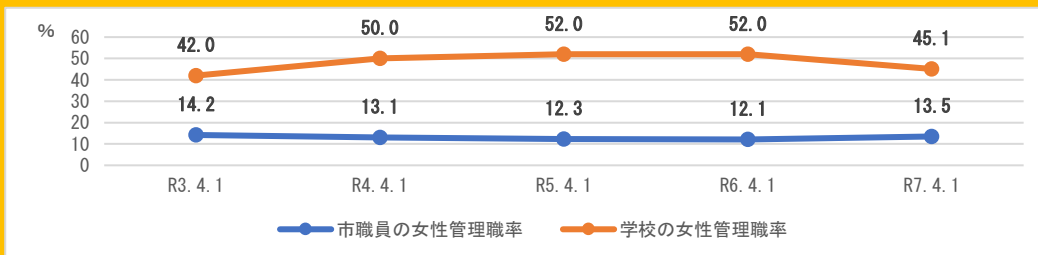


●出典：鎌倉市市民相談課

## 6. 鎌倉市職員と学校における女性管理職の比率の推移

学校における管理職<sup>7</sup>総数に対する女性の割合（学校の女性管理職率）は40%に達していますが、市職員の管理職<sup>8</sup>総数に対する女性の割合（市職員の女性管理職率）は15%に満たない状況です。市が自ら率先して取り組み、市内企業や市民の理解を促進していく必要があります。

図表 12 鎌倉市職員等における女性管理職の比率の推移

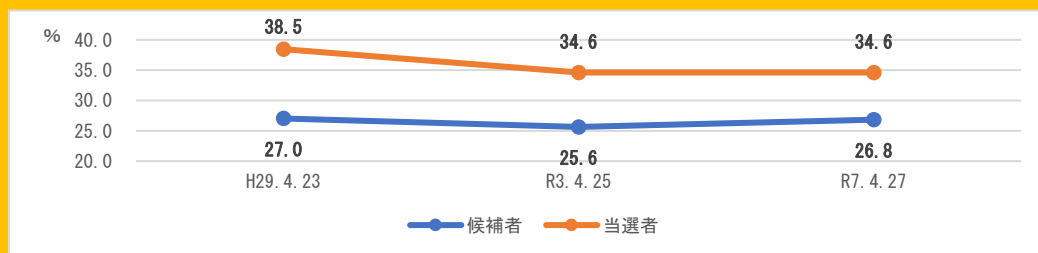


●出典：鎌倉市職員課、鎌倉市学務課

## 7. 市議会議員選挙における女性立候補者及び当選者の比率推移

鎌倉市議会議員に占める女性の割合（当選者）は、30%を上回っており、平成27年<sup>9</sup>と令和2年<sup>10</sup>には議長、副議長ともに女性が務めました。

図表 13 市議会議員選挙における女性比率の推移



●出典：鎌倉市選挙管理委員会

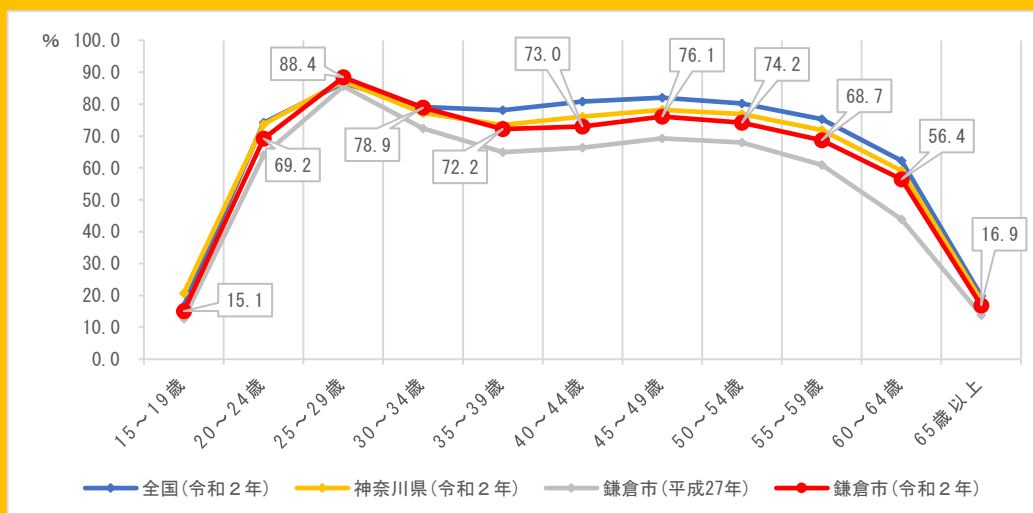
<sup>7</sup> 校長及び教頭、<sup>8</sup> 課長以上、<sup>9</sup> 平成27年6月10日～平成28年6月15日、<sup>10</sup> 令和2年6月10日～令和3年5月14日

## 8. 女性の労働状況

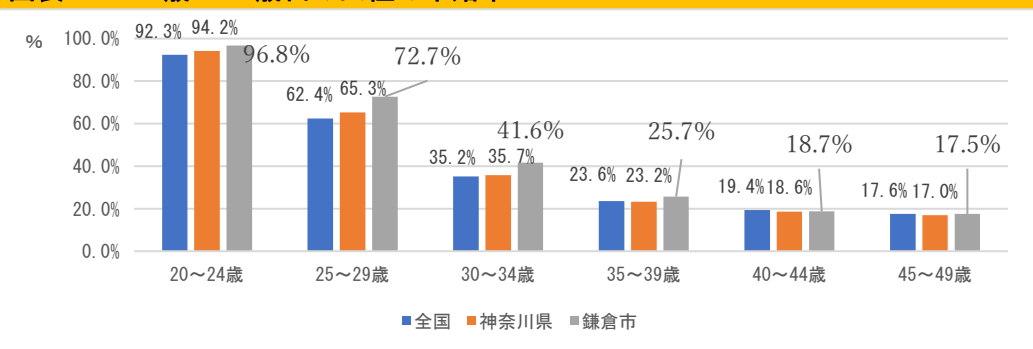
鎌倉市の女性の労働力率は48.5%で、全国(53.5%)、県(53.7%)より低くなっています。35~39歳以降すべての年代で全国、県を下回り、M字カーブ<sup>11</sup>の谷は平成27年と比べ改善されているものの、全国や県と比較し仕事と家庭の両立が進んでいないことが考えられます。

被雇用者のうち、女性の正規雇用割合は、県平均とほぼ同率の47%ほどとなっていますが、半数以上が非正規であり、雇用の安定性や継続性、賃金、キャリア形成など男性と比較して大きな格差が生じています。「管理的職業従事者<sup>12</sup>」の女性の比率は、全国、県ともに上回っています。

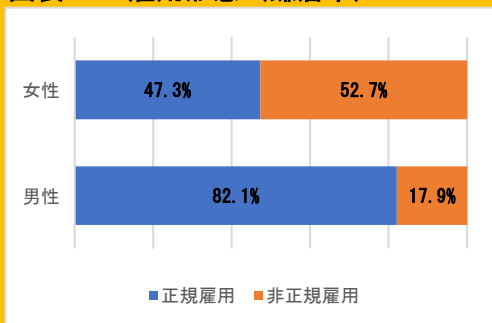
図表 14 女性の年齢別労働力率の推移



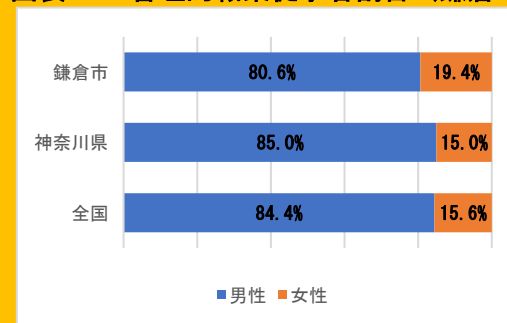
図表 15 20歳~40歳代の女性の未婚率



図表 16 雇用形態(鎌倉市)



図表 17 管理的職業従事者割合(鎌倉市)



●出典：総務省 国勢調査(平成27年・令和2年)を加工して作成

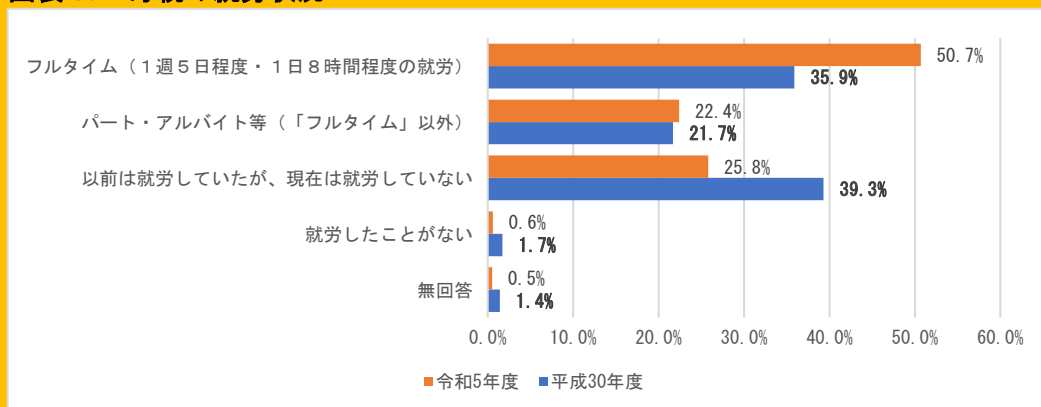
<sup>11</sup> 日本の女性の労働力人口比率(労働力率、労働参加率)または就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳台を谷とし、20歳台後半と40歳台後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。

<sup>12</sup> 事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課(課相当を含む)以上の内部組織の経営・管理の仕事に従事するものが分類される。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も本分類に含まれる。

## 9. 母親の就労状況と就労意向

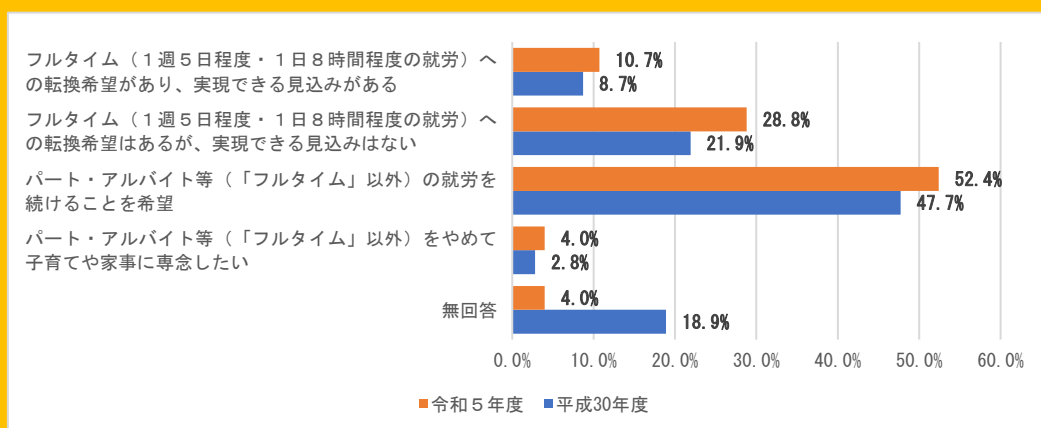
就学前児童の保護者に行ったアンケートでは、母親の就労数が増えていることが推察されます。また、パート・アルバイト等で働いている母親のうち約40%にフルタイム就労の転換希望があり、現在働いていない母親のうち約70%が「就労したい」と回答しています。

図表 18 母親の就労状況



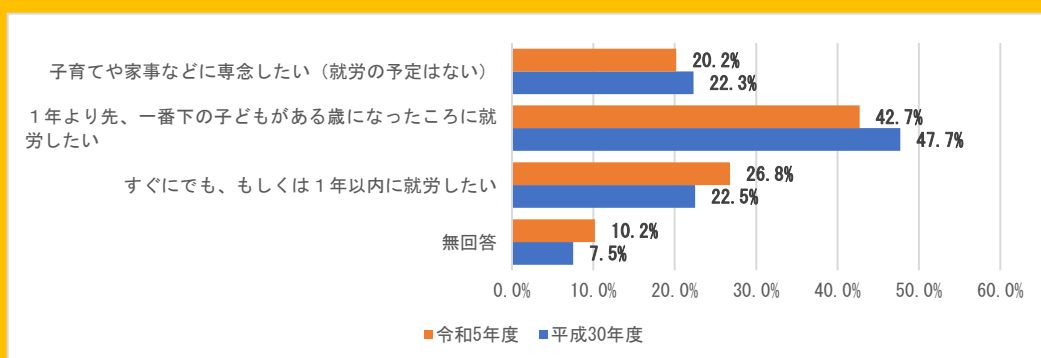
[回答者数=1,552(令和5年度)、回答者数=2,158(平成30年度)]

図表 19 パート・アルバイト等の母親の就労意向



[回答者数=347(令和5年度)、回答者数=470(平成30年度)]

図表 20 未就労の母親の就労意向



[回答者数=410(令和5年度)、回答者数=884(平成30年度)]

●出典： 鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの改訂に向けた調査結果報告書（令和5年度）

## 10. ワーク・ライフ・バランス<sup>13</sup>

「あなたは、現在、仕事と生活のバランスが取れていると感じますか」という問いに対しては、「どちらかといえばそう感じる」の割合が最も高く36.6%、次いで、「そう感じる」24.5%となっており、全体の61.1%がバランスが取れていると感じています。

図表 21 仕事と生活のバランスは取れているか

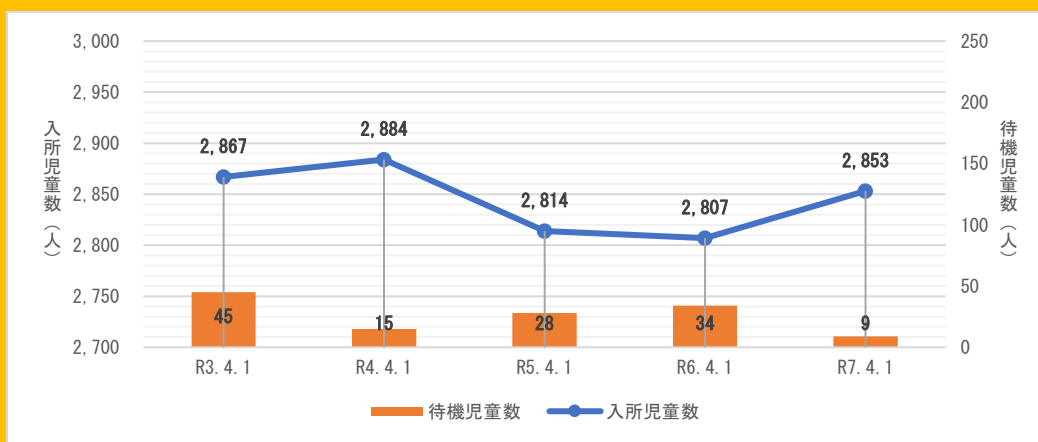


●出典：令和6年度「市民意識調査」  
[回答者数=844]

## 11. 保育所等

保育所等の新設、定員数の増加を図ったことから、待機児童数は減少傾向にあります。共働き家庭の増加などにより、保育所等への入所を希望する人数は増加しており、待機児童は解消していません。今後の保育需要を踏まえながら待機児童対策を進めていく必要があります。

図表 22 待機児童数と入所児童数



●出典：鎌倉市保育課

### 放課後かまくらっ子

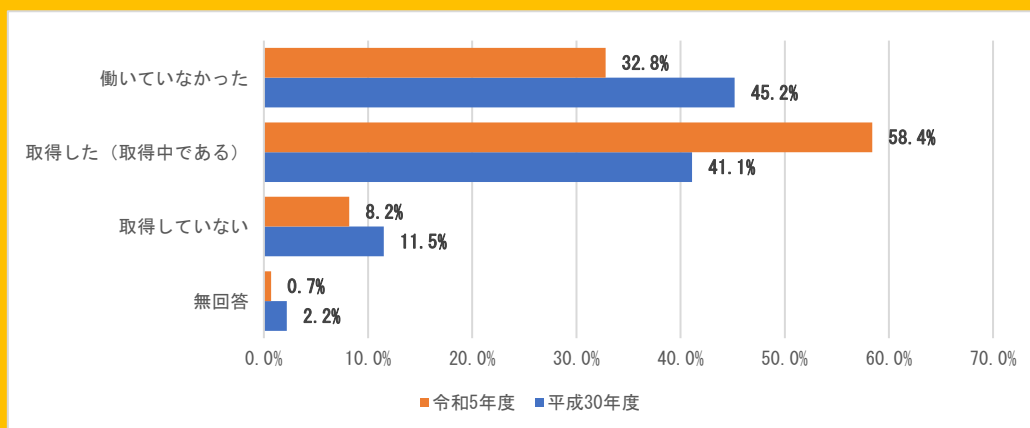
放課後かまくらっ子は、すべての児童が放課後の時間を安全・安心に過ごすことができ、多様な活動体験ができる事業として、アフタースクール（放課後子どもひろば）と学童保育（子どもの家）を一体的に実施するものです。鎌倉市内の全小学校区で実施しています。多様な地域住民や多くの団体が関わっていること、未来の地域人材育成となる中高校生の参画やコロナ禍でのオンラインプログラムなど持続可能な取組が評価され、令和2年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰を受賞しました。

<sup>13</sup> 仕事と家庭の調和。仕事上の責任を果たしつつ、「仕事以外の生活（子育て、家事、介護、地域活動、自己啓発、等）」にも取り組むことができる状態のこと。

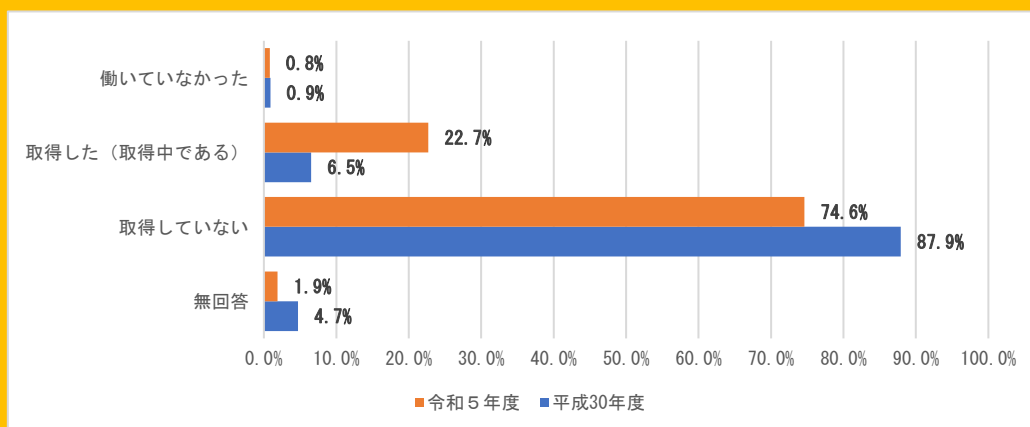
## 12. 育児休業制度の利用状況

就学前児童の保護者に行った調査では、母親、父親ともに育児休業を取得した割合は大きく増加していますが、男性がさらに育児休業制度を利用しやすい環境づくりを進める必要があります。

図表 23 母親の育児休業の取得状況



図表 24 父親の育児休業の取得状況



●出典： 鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの改訂に向けた調査結果報告書  
[回答者数=1,554（令和5年度）、回答者数=2,159（平成30年度）]

### イクボス宣言

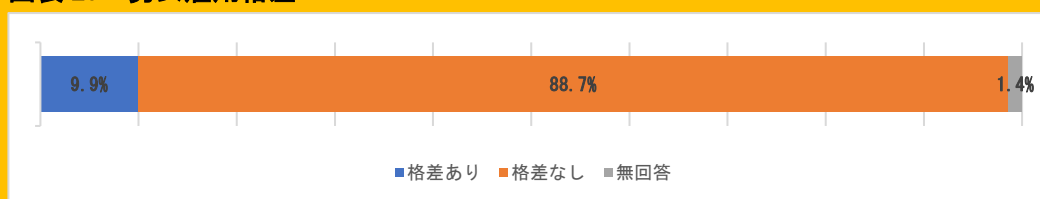
平成28年11月4日（金）、市長、副市長、教育長、部長級職員の計19名が、イクボス宣言をしました。「イクボス」とは、職場で共に働く部下のワークライフバランス（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、自らも仕事と生活を楽しむことができる上司のことです。部下のため、自分自身のため、そして誰もが活躍できる組織にするための働き方を見直すきっかけとしてとらえ、市民から信頼される市役所を目指して職員一丸となって頑張っていきます。

### 13. 市内企業の状況

市内企業に行った調査では、男女雇用格差について88.7%が「格差なし」と回答しており、「格差あり」とした内訳は、「配置」、「採用」、「賃金」、「昇進昇格」の順となっています。女性の管理職・役職に占める割合が0%の企業は全体の33.0%となっており、女性の登用が進んでいない現状が見られます。非正社員の「正社員への転換制度」を導入している企業は41.5%となっており、前年比39.5%より微増しています。

また、性別に関わらずハラスメントを含む様々な労働問題に関し、メンタルヘルスカウンセリング等は62.8%が実施していませんが、うつ病等への対策は50.4%が「必要」と感じています。

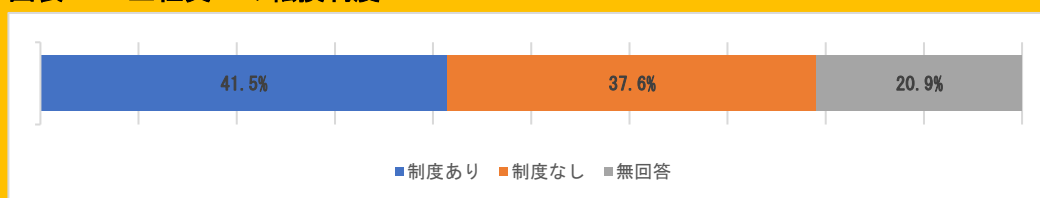
図表 25 男女雇用格差



図表 26 管理職・役職等に占める女性の割合



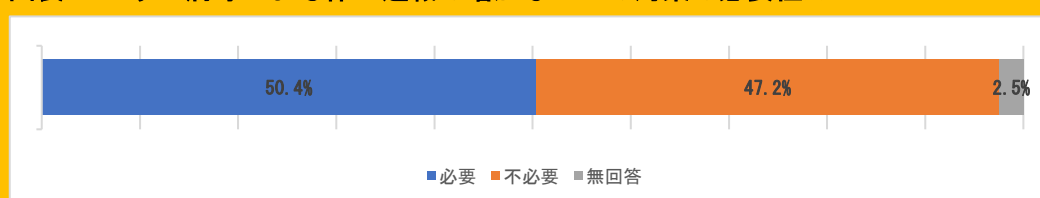
図表 27 正社員への転換制度



図表 28 メンタルヘルスカウンセリング等実施状況※



図表 29 うつ病等による休・退職の増加などへの対策の必要性※



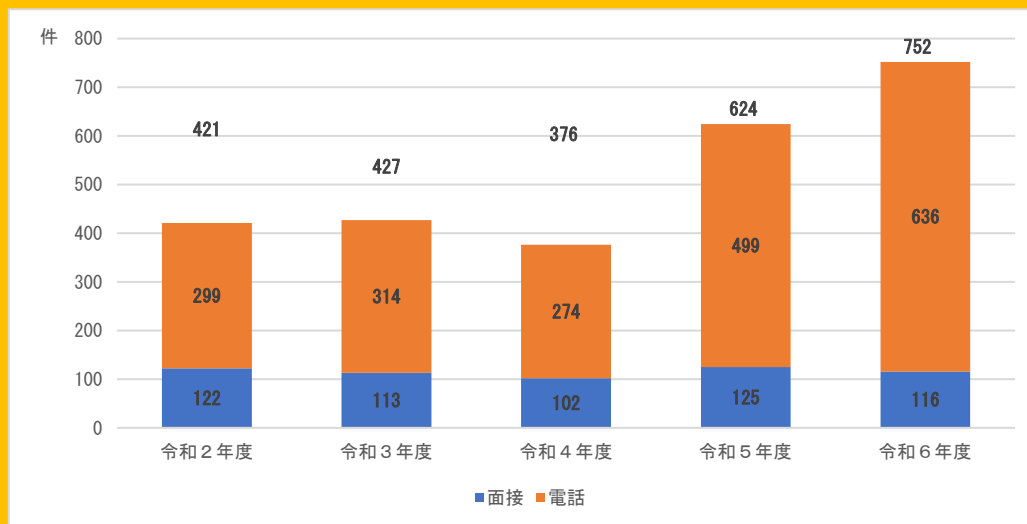
●鎌倉市の労働事情（令和元年度調査結果）  
[回答者数=282]

※小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しているため、%を足し合わせて100%にならない。

## 14. 女性相談

ここ5年間の鎌倉市における女性相談について、電話による相談件数は増加しており、面接による相談件数は、横ばいとなっています。全体の相談件数は増加しており、継続の相談も増加しています。

図表 30 女性相談件数



図表 31 相談内容と一時保護件数の推移

年度	一時保護の対象となる主な相談内容				一時保護件数
	夫等からの暴力	交際相手からの暴力	親または子どもからの暴力	帰宅先なし	
令和2年度	140件	6件	26件	3件	4件
令和3年度	124件	1件	18件	0件	0件
令和4年度	101件	4件	18件	0件	2件
令和5年度	91件	4件	12件	2件	1件
令和6年度	100件	10件	21件	0件	0件

●出典：鎌倉市市民相談課

### 鎌倉市女性相談

夫婦、家族関係、女性に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント等女性が抱える問題を一緒に考え、生き方を見つけるお手伝いをしています。まず、気持ちの整理をしてみませんか。ベテラン相談員がじっくりあなたの気持ちをお聴きします。相談の秘密は厳守いたします。

(電話) TEL : 0467-23-9311

月～金曜日 10:00～13:00、14:00～16:30 (土日祝日と年末年始は休み)

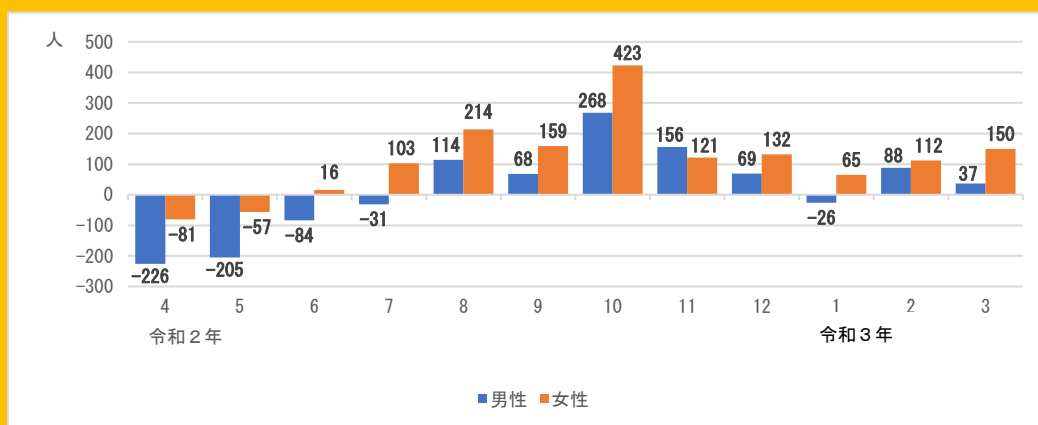
(面接) 予約受付電話番号 : 0467-23-9311

月～金曜日 10:00～13:00、14:00～16:30 (土日祝日と年末年始は休み)

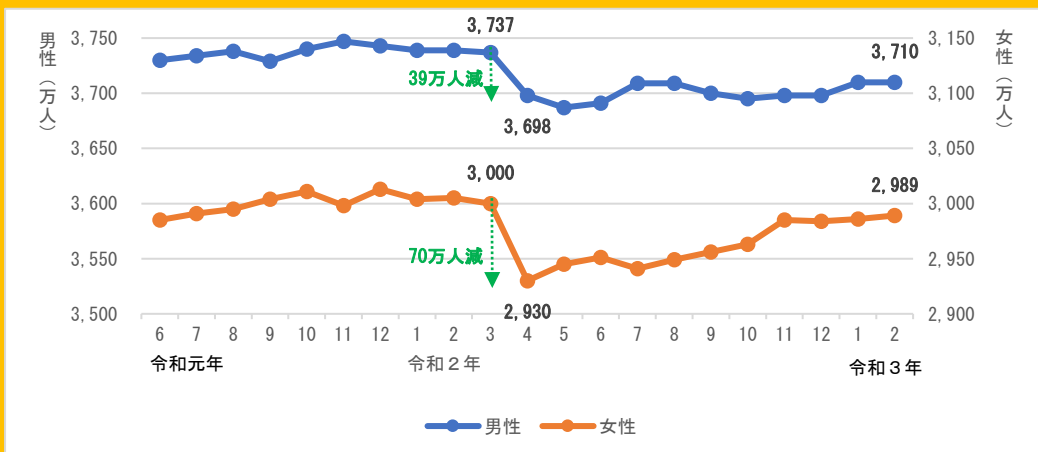
## 15. 新型コロナウイルス感染症拡大による影響

内閣府男女共同参画局の「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」によると、新型コロナウイルス感染症の拡大は、特に女性への影響が深刻であり、「女性不況」の様相が明らかになりました。自殺者数は、依然として女性より男性が多いものの、令和2年（2020年）7月以降、女性の自殺者数は対前年同月で増加傾向にあります。また、緊急事態宣言が出された令和2年（2020年）4月の就業者数は、男性に比べて大きく減少しており、女性の就業状況は特に厳しいものとなっています。一方、これまで、日本では多様な働き方の推進がなかなか進まないことが課題となっていました。緊急事態宣言下の令和2年（2020年）5月時点で、全国で27.7%の就業者がテレワークを実施するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機にテレワークは一定程度進んでいます。

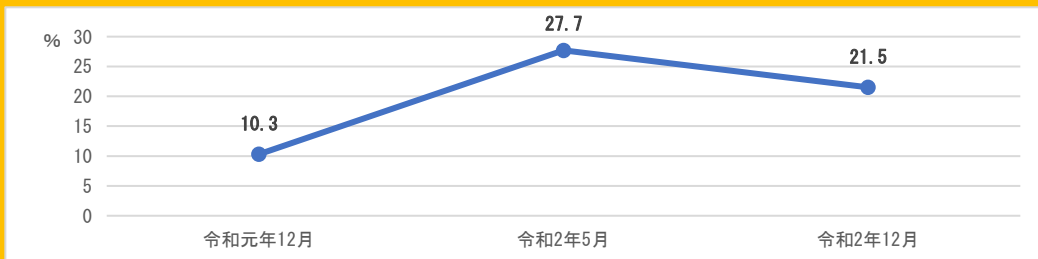
図表 32 自殺者数の前年同月差（全国）



図表 33 就業者数の推移（全国）



図表 34 テレワーク実施状況（全国）

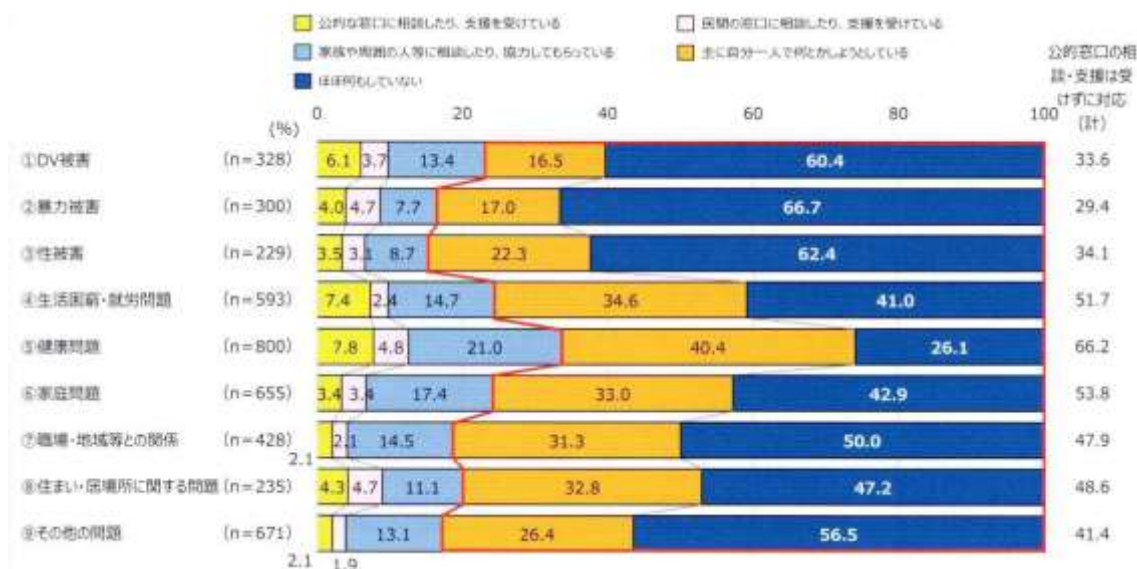


●出典：内閣府 コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書（令和3年度）

## 16. 困難な問題を抱える女性の状況

神奈川県「困難を抱える女性に係る実態調査」によると、DV、生活困窮などの困難な状況に陥った際どのように対応したかについては、⑤健康問題以外は「ほぼ何もしていない」割合が最も多く「主に自分一人で何とかしようとしている」を併せると66.5%~84.7%となり、相談や支援を受ける割合が少ないことが明らかになりました。また、一人の女性が抱える困難の数は2種類以上の割合が84.4%となり、近年女性が抱える困難な問題は複雑・多様化、かつ複合的なものになっている傾向にあります。

図表 35 困難への対応状況



※現在は問題が解決している場合は解決前の状況について回答。複数の対応方法に該当する場合は最も頻度の高い対応方法を1つだけ選択。

※公的窓口の相談・支援は受けずに対応(計)：「民間の窓口相談したり、支援を受けている」「家族や周囲の人等に相談したり、協力してもらっている」「主に自分一人で何とかしようとしている」の合計値。

※上記のグラフ中の①~⑨の表記は、下表の内容を省略したもの(以降、同様)。

### 《①~⑨ 凡例》

表記	内容
① DV被害	配偶者・パートナー・恋人から、精神・身体・社会・経済・性的暴力(DV・デートDV)を受けたことがある
② 暴力被害	配偶者・パートナー以外の家族・親せきから、精神・身体・社会・経済・性的暴力を受けたことがある
③ 性被害	性的な被害や問題を抱えたことがある
④ 生活困窮・就労問題	経済的な困りごと(仕事のことを含む)を抱えたことがある
⑤ 健康問題	健康に関わる不安や問題を抱えたことがある
⑥ 家庭問題	家庭に係る問題を抱えたことがある
⑦ 職場・地域等との関係	職場や学校、地域での人間関係等に係る問題を抱えたことがある
⑧ 住まい・居場所に関する問題	住まいや居場所に係る問題を抱えたことがある
⑨ その他の問題	上記以外

●出典：神奈川県 「困難を抱える女性に係る実態調査」(2023年)

図表 36 抱える困難の数



●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県） 『2種類以上』の割合 84.4%

## 1 基本理念

---

本プランでは、国の男女共同参画基本計画及び県のかながわ男女共同参画推進プランの内容を反映するとともに、社会情勢の変化を捉え、生物学的性別のみならず、社会的・文化的に形成された性別である「ジェンダー」における公平性を求め、性別による役割やその相互関係の平等を目指します。また、多様な性を認め合い、すべての人が安心して自分らしく暮らすことのできる社会の実現を目指し、鎌倉市におけるジェンダー平等の推進を総合的かつ計画的に実施するとともに、複合化、複雑化した困難な問題を抱える女性への支援を推進します。本プランにおける基本理念は、「鎌倉市男女共同参画推進条例」第3条に定められた次の6項目を継続していきます。

- ◆ 男女の個人としての尊厳が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されること。(条例第3条第1項)
- ◆ 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が個人の生き方の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。(条例第3条第2項)
- ◆ 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、それらの家庭生活における活動と就業その他の活動との両立が図られること。(条例第3条第3項)
- ◆ セクシュアル・ハラスメント（相手が望まない性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。）、配偶者等への暴力その他の性別による人権侵害を抑止するとともに、助長されることがないように配慮されること。(条例第3条第4項)
- ◆ 男女が対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動の意思決定の場に共同して参画する機会が確保されること。(条例第3条第5項)
- ◆ 男女共同参画社会の実現に向けた国際社会における取組に関する十分な理解がされること。(条例第3条第6項)

## 2 目標

---

本プランは、これまでのプランの基本的な考え方を引き継ぐとともに、さらなる歩みを進めるため、「多様な性の尊重」「災害時におけるジェンダー平等」「性犯罪・性暴力の根絶」「新型コロナウイルス感染症拡大の影響」「困難な問題を抱える女性への支援」の視点を取り入れて、6つの目標を掲げます。

### 目標Ⅰ ジェンダー平等社会実現への理解促進（図表3～7参照）

ジェンダー平等社会を実現するうえで最も大きな障害は、人々の中に、長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく固定的な役割分担意識です。この意識は、図表3、4からもわかるように、近年、大きく減少していますが、約14%の市民は固定的役割分担を肯定しており、このような意識の解消がさらに求められます。

性的指向や性自認に関する正しい知識を身につけ、多様性を認めて、誰もが互いの違いを受け入れ、個性や能力を尊重しあい、一人ひとりを大切にすることで、人権尊重の意識やジェンダー平等意識を形成し、固定的な性別役割分担や性別の違いに関する偏見・固定観念、無意識の思い込みを解消していきます。

### 目標Ⅱ 意思決定の場でのジェンダー平等の推進（図表8～13参照）

ジェンダー平等社会とは、性別に関わらず、平等に責任、権利及び機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めてゆく社会のことをいいます。しかし、現状では、女性は行政等の政策・方針決定過程へ参画する機会が少なく、一方で、男性は地域社会や、育児、家族の介護などの家庭生活での活動への参画が少ないという状況にあります。性別に関わらず政策・方針決定の場や地域・家庭の活動に参画できる社会を実現するための積極的な取組を進めていきます。

### 目標Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会の実現（図表1、2、22、32、33参照）

少子高齢化や1世帯あたりの人員の減少により、地域社会における相互扶助や連帯意識が希薄化し、複合的な生活上の困難を抱える人が増加しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある人に、より深刻な影響をもたらしました。女性比率の高い非正規職の雇用情勢は大きく悪化し、特に独身者やひとり親家庭などにおいて、経済的な困難を抱えています。性別の違いにより生じる貧困を解消し、次世代への連鎖を断ち切らなければなりません。また、性犯罪・性暴力

は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではなく、性犯罪・性暴力の根絶に向けて強力に取り組む必要があります。更に、近年、甚大かつ頻発化する災害の影響も性別の違いにより異なります。誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現には、貧困、性暴力、災害対策と幅広い分野での取組が必要となります。

こうした状況を踏まえ、性別に関わらず誰もが、住み慣れた地域で安全に安心して暮らせる社会を構築していきます。

#### 目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスのための環境づくり (図表 14~29、33、34 参照)

就業は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現や社会参画につながるものです。働くことを希望する全ての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することが重要です。

女性が出産・育児等で離職する割合は改善傾向にありますが、非正規職率が高く、雇用の安定性や継続性、賃金、キャリア形成などにおいて、男女間には、未だ大きな格差があります。また、人生 100 年時代を迎え、多様な人材が活躍できる環境を整えるため、働きたい、働き続けたい人の職業能力を高め、キャリア選択を行うための学び直しの機会や相談体制の整備も重要です。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、テレワークの導入が進み、働き方に新たな可能性も広がっています。仕事と子育て・介護・社会活動等を両立するためにも、多様で柔軟な働き方の実現や長時間労働の削減など、ワーク・ライフ・バランスのための環境づくりをしていきます。

#### 目標Ⅴ 配偶者等に対する暴力の根絶 (図表 30、31 参照)

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。特に、配偶者等<sup>14</sup>からの暴力の被害者は多くの場合女性であり、特に、経済的自立が困難である女性に対する暴力は、個人の尊厳を害し、ジェンダー平等の実現への妨げにもなっています。また、近年は男性が被害者となることも少なくありませんし、被害者が高齢者、障害者、外国人等である場合にもきめ細かく対応する視点が必要です。

このような状況を改善し、人権の擁護とジェンダー平等の実現を図るためには、配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要です。

<sup>14</sup> 配偶者のほか、事実上婚姻関係にある者や、元配偶者を含む。

## 目標VI 困難な問題を抱える女性への支援の推進 (図表 30、31、35、36 参照)

令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、その対象は、様々な事情により日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性とそのおそれのある女性とされています。

女性が抱える問題は複雑化、複合化し、支援ニーズも多様化しています。しかしながら困難な状況に陥った際の対応では、どこにも相談せず一人で抱え込むことが多い状況です。

このような状況を解決するためには、気軽に相談できる窓口の周知と、様々な分野の関係者が行政や民間という垣根を乗り越え、包括的に支援していくことが必要です。

女性を巡る困難な問題は、ジェンダー平等社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。本人の意思が尊重され、自立した生活を営むための包括的な支援を行います。

### 3 体系図

目標	方針	施策
I ジェンダー平等社会 実現への理解促進	1 ジェンダー平等の 意識づくり	(1) 生命・人権・性の尊重 (2) ジェンダー平等意識の醸成と固定的性別役割分担意識の 是正
	2 多様な性の尊重	(1) 多様な性への理解と支援
II 意思決定の場での ジェンダー平等の 推進	1 あらゆる場面での ジェンダー平等の 推進	(1) 市民の自主的な社会貢献活動への支援とジェンダー平等 (2) ジェンダー平等の視点を持つ市民団体や事業者との協働
	2 政策・方針決定過程 への女性の参画	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画 (2) 市職員等の女性の登用及び職域拡大
III 安全・安心に暮らせ る社会の実現	1 生活の安定と 福祉の充実	(1) 生活困窮者等への支援
		(2) ひとり親家庭等への支援
		(3) 外国籍市民への支援
		(4) 子育てのための環境づくり
		(5) 高齢者・障害者介護のための環境づくり
		(6) 包括的支援体制の推進
	2 心とからだの 健康づくり	(1) 生涯を通じた健康のための支援
		(2) 性と生殖の健康・権利の尊重
		(3) 一人ひとりの命を大切にすまちづくり
	3 性犯罪・性暴力対策 の推進	(1) 性犯罪・性暴力防止に向けた啓発
		(2) 性犯罪・性暴力に関する相談事業の充実
	4 防災分野等における ジェンダー平等の推進	(1) 防災分野等におけるジェンダー平等の視点の強化

目標	方針	施策	
IV ワーク・ライフ・バランスのための環境づくり ★	1 ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 性別の違いによらない役割分担の促進	
	2 働く場でのジェンダー平等の基盤づくり	(1) 雇用機会・労働条件におけるジェンダー平等の実現	
		(2) 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進	
	3 職場・就業環境の整備	(1) 妊娠・出産・育児・介護等への適切な配慮	
		(2) 労働時間の短縮と多様な働き方の推進	
		(3) 職場におけるハラスメントの防止	
	V 配偶者等に対する暴力の根絶 ●	1 DV防止の啓発活動の充実	(1) DV防止の啓発活動の充実
		2 DV被害者等への相談体制の整備・充実	(1) 女性相談の充実と包括的支援
			(2) 男性被害者のための相談体制づくり
3 DV被害者等の安全確保と自立支援		(1) 一時保護と自立支援の体制づくり	
VI 困難な問題を抱える女性への支援の推進 ◆		1 安心して相談できる体制の充実	(1) 相談体制の充実と包括的支援（V-2-1 一部再掲）
			(2) 支援のための人材育成
	2 関係機関と連携した支援体制の充実	(1) 関係機関との連携促進のための体制づくり	
	3 自分らしく暮らすための自立支援の促進	(1) 一時保護と自立支援の体制づくり（V-3-1 一部再掲）	
		(2) 本人の意思に寄り添った自立支援	
		(3) 被害に遭われた方への支援体制づくり	

- ★ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に定める市町村推進計画
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定める市町村基本計画
- ◆ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に定める市町村計画

## 目標Ⅰ ジェンダー平等社会実現への理解促進



## 方針1 ジェンダー平等の意識づくり

人々の意識や行動、社会通念、しきたりの中には、性別に対する固定的な考え方が現在でも根強く残り、このような固定的な性別による役割分担の意識は、人の個性や生き方の多様性を否定することにもつながる可能性があります。家庭では親のしつけや生活習慣により、また、学校教育でも無意識のうちに児童生徒へ植えつけられてしまうこともあります。

人権尊重の意識を人々が共有していくうえで、教育が果たす役割は大きく、特に学校においては、性はもとより人種・国籍・障害などによる差別を生まないよう、人権尊重の視点に立った学習内容・指導方法の確立が望まれます。

生涯にわたってジェンダー平等、人権尊重の意識を育み、一人ひとりが自らの生命と性に関心と責任感を持って行動できるよう、幼児期からの家庭教育はもとより、保育園・幼稚園・学校など、地域社会において、学習の機会や継続的な情報の提供を行います。また、市から情報発信する刊行物・ホームページ・SNSでは、固定的な性別による役割分担にとらわれない意識が形成されるよう、ジェンダー平等の視点に立った表現への配慮を行います。

## (1) 生命・人権・性の尊重

- ◆ 生命の大切さについての啓発活動の充実を図ります
- ◆ 人権に関する啓発活動を行います
- ◆ 豊かな人権感覚を身に付け職務にあたるよう市職員、教職員の研修を行います
- ◆ 小・中学校での子どもの発達段階に応じた適切な性教育を推進します
- ◆ 性に関する悩みについて、小・中学校での相談体制の充実を図ります

## (2) ジェンダー平等意識の醸成と固定的性別役割分担意識の是正

- ◆ ジェンダー平等意識を深めるための啓発活動や情報提供を行います
- ◆ 市の情報発信においては、ジェンダー平等に配慮した表現を用います

## 方針2 多様な性の尊重


性的マイノリティの当事者は、少数派であるために周囲の人の無理解や偏見から、様々な困難を抱えることがあります。また、家族や友人などに相談できないことや、正しい情報を得ることができないため、孤立感や将来への不安を抱えています。

すべての人が安心して自分らしく暮らすことのできる社会を実現するためには、様々な「違い」を「個性」と捉え、互いに認め合うことが必要です。性的指向、性自認などを理由に悩み、生活のしづらさを感じている性的マイノリティの人々がその個性と能力を十分に発揮できるよう、性のあり方の正しい理解を促進し、性的マイノリティの人々を支援します。

### (1) 多様な性への理解と支援

- ◆ 多様な性についての理解を深めるための啓発活動や情報提供を行います
- ◆ 性的マイノリティの人々が自分らしく生活できるよう取組を推進します
- ◆ 性的マイノリティの人々の不安や悩みに対応するための専門相談につなぎます

### ★ 関連指標（「鎌倉ミライ共創プラン2030」より抜粋）

指標項目	直近実績値		目標	
	数値	年度	方向性	年度
多様性を尊重し、異なる背景を持つ人々が協力し合える環境が整っているまちだと思ふ市民の割合	34.7%	2025		2030

#### 性的マイノリティ

からだの性とこころの性が一致しない、性的指向が同性や両性に向いているなど社会的に少数派である人のことです。性的マイノリティの人々は、自殺念慮の割合が高いとされ、喫緊の課題にもなっています。学生時代に友達と違う自分にとまどい悩み、自分自身に嫌悪感を抱き、自分を受け入れた後も周りのコミュニティに入れず孤独を抱え…。性のあり方は多様です。誰もが自分の性的指向・性自認を尊重され、自分らしく生きることのできる社会をつくるために、正しい知識が身に付けられるような啓発活動を行います。

## 目標Ⅱ 意思決定の場でのジェンダー平等の推進



### 方針1 あらゆる場面でのジェンダー平等の推進

美しい自然環境と豊かな歴史的遺産を有する鎌倉市は、このまちを愛し、自分たちのまちのために行動する人々が守り、支え、つくってきたまちです。また、社会貢献活動を行っている多くの市民団体や、さまざまな技術・知識・社会経験を持ち、それを地域のなかで役立てたいと考えている市民が数多く住むまちでもあります。市民誰もが、性別や年齢に関わらず地域活動に参画できる仕組みを整えることで、活力ある鎌倉らしいまちづくりが可能となります。

市民の自主的な社会貢献活動への支援とともに、地域での方針決定においては、ジェンダー平等の視点が反映されるよう取り組みます。

#### (1) 市民の自主的な社会貢献活動への支援とジェンダー平等

- ◆ 地域に根ざしたボランティア・NPO活動を支援します
- ◆ さまざまな分野における地域の人材を育成します
- ◆ 地域社会での方針決定へのジェンダー平等を働きかけます

#### (2) ジェンダー平等の視点を持つ市民団体や事業者との協働

- ◆ 市民団体等と連携しジェンダー平等社会を推進します

### 方針2 政策・方針決定過程への女性の参画

鎌倉市では「鎌倉市における審議会等への女性委員の登用推進要綱」を施行し、女性委員の登用を推進していますが、「男女いずれか一方の委員の数が、総数の10分の4未満とならない」という目標はいまだ達成できていません。また、市職員における女性管理職の比率は少なく、行政分野における女性の参画は大きな課題です。

政治、経済、社会、文化などあらゆる分野における政策・方針決定過程へ、人口の約半数を占める女性が参画することは、新たな発想や価値観がもたらされ、暮らしやすい社会が実現します。市役所が自ら率先して女性が活躍できる環境の構築を推進し、その姿勢を示すことで、市内企業や市民の理解促進、取組の推進につなげていきます。

## (1) 政策・方針決定過程への女性の参画

- ◆ 審議会等附属機関への女性委員の登用を推進します
- ◆ 政治や社会経済問題に関する講座等の開催や啓発を推進します

## (2) 市職員等の女性の登用及び職域拡大

- ◆ 女性の登用を図るため研修機会の充実を図ります
- ◆ 女性職員の管理職への登用を推進します

### ★ 指標

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
「男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満とならない」審議会等の割合	72.2%	2025	100%	毎年度

### ★ 関連指標 (鎌倉市特定事業主行動計画より抜粋)

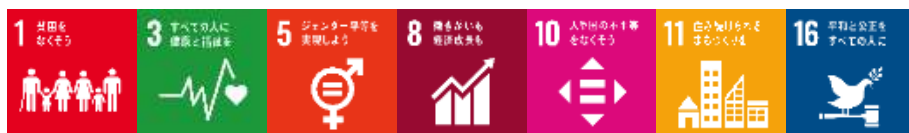
指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
市管理職の職員に占める女性職員の割合	13.5%	2025	40%	—
市消防職員の職員に占める女性職員の割合	3.6%	2025	4%	2029

#### 鎌倉市特定事業主行動計画

平成27年(2015年)9月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」といいます。)が成立し、国、地方公共団体はこの法律に基づき、仕事と家庭を両立できる環境を整備し、働くことを希望する女性の活躍を後押しする役割を率先して果たすべきであるという考え方から、特定事業主行動計画の策定が求められました。

鎌倉市では、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画と女性活躍推進法に基づく行動計画を一体のものとして特定事業主行動計画を平成28年4月に策定し、令和2年4月の改定を経て、令和7年4月に「鎌倉市特定事業主行動計画～誰もが安心して自分らしくいきいきと働き続けていける職場の実現に向けて～」を策定しました。すべての職員がやりがいをもって、いきいきと働き続けていける職場の実現に向けて取組を進めています。

## 目標Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会の実現



### 方針1 生活の安定と福祉の充実

近年、女性の社会進出が進む一方、支援の必要な高齢者、子ども、障害者、生活困窮者はまず家族、特に女性がケアをするという社会的な風潮や家庭内分担が残っていることで、家庭での女性の負担は増えています。また、少子高齢化、世帯構成員の変化等により、世帯における複合的で複雑な困りごとが増加傾向にあります。

女性の社会進出が進んだとはいえ、男性との賃金格差・就労格差は依然として存在し、女性が、高齢であること、障害があること、ひとり親であること、外国籍市民やルーツが外国であること等を理由とした複合的な困難を抱えた場合、更に困難な状況に置かれる場合があります。このような多様な困難に直面する人々に対しては、世帯をまるごとケアする視点での包括的でよりきめ細やかな支援が重要です。

性別に関わらず、誰もが慣れ親しんだ地域でいつまでも安心して暮らせる社会を実現するため、生活困窮者、ひとり親家庭、外国籍市民に対する支援と、子育て支援や高齢者・障害者介護の充実を図ります。

#### (1) 生活困窮者等への支援

- ◆ 経済的に困窮している人を支援し、社会的自立を促します

#### (2) ひとり親家庭への支援

- ◆ ひとり親家庭等の相談や支援の充実を図ります

#### (3) 外国籍市民への支援

- ◆ 窓口等での多言語対応を推進します

#### (4) 子育てのための環境づくり

- ◆ 保育サービスの充実を図ります
- ◆ 子育てに関する相談体制の充実を図ります
- ◆ 放課後の安全で健やかな居場所づくりに取り組みます

### (5) 高齢者・障害者介護のための環境づくり

- ◆ 高齢者・障害者介護サービスの充実を図ります
- ◆ 介護を支援するための相談体制の充実を図ります
- ◆ 高齢者・障害者の社会参画の場づくりを推進します

### (6) 包括的支援体制の推進

- ◆ 複合的な課題を抱える人の相談に、身近な地域で包括的に対応し、支援につながりにくい人への見守りなど、地域で伴走する体制を構築します

## 方針2 心とからだの健康づくり

女性は、思春期から妊娠・出産、更年期、高齢期など年代によって心身の状況が大きく変化するため、生涯を通じ男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性があります。一方、男性は、30歳代以降の就労世代において生活習慣病や自殺などの健康課題が多いと指摘されています。

人生100年時代に向けて、生涯を通じて適切に健康管理を行い、心もからだも元気に暮らし続けていくことは大事なことです。特に、女性の健康支援には、性と生殖の健康・権利の尊重（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の視点が重要です。

特性の違いに応じた健康の増進を支援するための知識の普及啓発などの取組をはじめ、老若男女問わず誰でも参加しやすいスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。また、性別に関わらず、自殺を個人の問題と捉えるのではなく、社会の問題として捉え、皆で支えていく地域づくりと個々の健康づくりを併せて推進します。

### (1) 生涯を通じた健康のための支援

- ◆ 健康に関する情報提供の充実と検診を実施します
- ◆ 気軽なスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります
- ◆ 健康相談の充実を図ります

### (2) 性と生殖の健康・権利の尊重

- ◆ 妊娠・出産・育児における女性の健康を守るため、切れ目のない支援の充実を図ります

### (3) 一人ひとりの命を大切にするまちづくり

- ◆ 自殺防止に向け、安心して暮らせる地域づくりを推進します

### 方針3 性犯罪・性暴力対策の推進

性犯罪や性暴力は被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期にわたる深刻な影響を及ぼすものです。また、性犯罪や性暴力に対しては、被害者が相談を躊躇してしまう傾向があります。性犯罪や性暴力の根絶に向け、誰もが、加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、取組の強化が求められます。デートDVなどの若年層を対象とした性的な暴力を含め、性犯罪・性暴力対策の推進を図ります。

#### (1) 性犯罪・性暴力防止に向けた啓発

- ◆ 性犯罪・性暴力防止に向けた意識啓発を進めます

#### (2) 性犯罪・性暴力に関する相談事業の充実

- ◆ 性犯罪・性暴力に関する相談に、関係機関と連携を取りつつきめ細やかな対応を行います

### 方針4 防災分野等におけるジェンダー平等の推進

地震大国でもある日本では、頻発する大地震に加え、近年の気候変動に起因する異常気象により甚大な被害をもたらす豪雨や洪水等の自然災害も頻発しています。大規模災害の発生は、とりわけ女性に、より多くの影響を与える可能性が高いと指摘されています。非常時において、家事・育児・介護等負担が女性に集中したり、避難所等での性暴力が発生しないよう、女性が災害から受ける影響などに十分な配慮が必要です。性別の違いによるニーズを把握し、ジェンダー平等の視点を取り入れた災害対応に取り組めます。また、災害に強い都市環境の保全や気候変動問題等の取組についてジェンダー平等の視点を取り入れます。

#### (1) 防災分野等におけるジェンダー平等の視点の強化

- ◆ ジェンダー平等の視点を取り入れた防災対策を推進します
- ◆ 災害時における男女共同参画センターとの相互支援体制を形成します
- ◆ ジェンダー平等の視点を取り入れた環境問題の取組を推進します

関連指標（「鎌倉ミライ共創プラン 2030」より抜粋）

指標項目	直近実績値		目標	
	数値	年度	方向性・数値	年度
高齢者、障害者、ひきこもり状態の方、ケアラー等が抱える課題等に対する一体的な支援体制が整っていると思う市民の割合	14.5%	2025		2030
ニーズに即した多様な福祉サービスの提供を受けられると思う市民の割合	17.5%	2025		2030
保育所利用率（定員数／利用申込者数）	0歳児 100% 1歳児 84.9% 2歳児 94.6% 3歳以上児 100%	2025	100%	毎年度
自分には安心して過ごせる場所があると感じているこども・若者の割合	（未定）			2030

**性と生殖の健康・権利**

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）とは、1994年にカイロで開かれた国際人口開発会議において、提唱された概念です。性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態であること（リプロダクティブ・ヘルス）と、自分の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利（リプロダクティブ・ライツ）の総称で、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等各ステージにおいて、女性の生涯にわたる健康の問題に対応し、健康を確保することを意味します。「私のからだは私のもの」「産む・産まないは女性の自己決定」という言葉は、当事者である女性自らが自己決定することを表しています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念を理解し、「自分のからだは自分で守ること」から実践していきましょう。そして、あなたの家族やパートナーにもその大切さを伝えていきましょう。

**性犯罪・性暴力被害者のための相談窓口**

あなたの望まない・同意のない性行為は性暴力です。抵抗しなかったから、自分にも落ち度があったから…などと、ご自分を責めないでください。被害にあったとき、恐怖で身体が固まって動けなくなったり、突然の出来事に驚いて声もあげられなかったりすることは当然の反応です。悪いのは、望まない性行為を強いた相手です。被害にあったのはあなたのせいではありません。

あなたが不安に思っていること、心配していること、迷っていることを受け止め、一人ひとりの状況に応じて、安心できる方法を一緒に考える相談窓口があります。一人で抱え込まず、まずは話してみませんか。

**かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」**

（電話）045-322-7379 24時間受付

**性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（内閣府）**

（全国共通番号）#8891（はやくワンストップ）

※最寄りの都道府県のワンストップ支援センターにつながります

**CureTime**

（チャット）火・水・土曜日 17:00~21:00

**性犯罪被害相談電話（警察庁）**

（全国共通番号）#8103（ハートさん）

## 目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスのための環境づくり



### 方針1 ワーク・ライフ・バランスの推進

家事・育児・介護については依然として女性に大きな負担が課せられる場合が多く、ワーク・ライフ・バランスを進めるためには、家事、育児及び介護などの家庭責任を共同する取組が必要です。性別に関わらず誰もが、家事・育児・介護に参画するための講座等を開催します。

#### (1) 性別の違いによらない役割分担の促進

- ◆ 家事・育児・介護に関する講座の開催や啓発を推進します

### 方針2 働く場でのジェンダー平等の基盤づくり

多くの事業者では男性に比べて女性の登用が遅れがちとなっている状況であり、官民間問わず、働く場でのジェンダー平等を推進するためには、事業者が積極的に女性の人材を発掘し、能力発揮に取り組み、その活用を図っていくことが重要です。

また、女性活躍推進に向けた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）<sup>15</sup>の導入を推進することによって、女性の職域を拡大し、女性の能力を引き出します。

#### (1) 雇用機会・労働条件におけるジェンダー平等の実現

- ◆ 労働に関するジェンダー格差の解消に向けて、関連法規や制度の周知啓発を図ります。

#### (2) 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

- ◆ 働きたい女性の就労を支援します
- ◆ 総合評価競争入札における女性を積極的に登用する事業者への加点評価を行います
- ◆ 関係機関と連携し、事業者へ女性の登用を働きかけます

<sup>15</sup> 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

依然として、育児等を理由に就労を希望しながらも求職していない女性もあり、働きたい人が働き続けるためには、妊娠・出産・育児・介護への適切な配慮をしつつ、仕事面や精神面で支援できるような職場の雰囲気づくりを整えることが必要です。事業者に対し、テレワークをはじめとする多様な柔軟な働き方の推進、男性の育児休業の取得促進等を働きかけます。また、ハラスメントを含む様々な労働問題の解決を図るため、相談の充実を図ります。

#### (1) 妊娠・出産・育児・介護等への適切な配慮

- ◆ 育児・介護休業の取得を促進します

#### (2) 労働時間の短縮と多様な働き方の推進


- ◆ 関係機関と連携し、働き方改革の推進を図ります

- ◆ 多様な働き方についての支援や情報を発信します

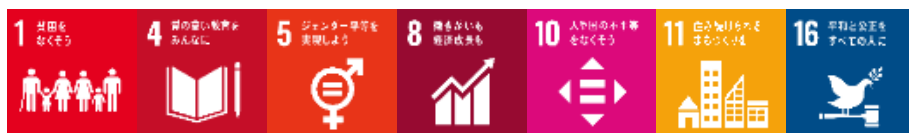
#### (3) 職場におけるハラスメントの防止

- ◆ 職場におけるハラスメントに関する相談に対応するとともに、被害防止について周知します

### ★ 関連指標 (「鎌倉ミライ共創プラン 2030」より抜粋)

指標項目	直近実績値		目標	
	数値	年度	方向性	年度
ワークライフバランス（仕事と生活のバランス）がとれている市民の割合	57.0%	2025		2030

## 目標V 配偶者等に対する暴力の根絶



### 方針1 DV防止の啓発活動の充実

配偶者等からの暴力（DV）は家庭内の問題と捉えられ、表面化しにくく、被害者の中で潜在化してしまう傾向があります。暴力の被害者は常に不安と緊張を強いられ、委縮しながら社会から孤立していき、生きる気力すら失いかねません。DVを社会問題として認識し、被害が起こらないように、また深刻化しないように予防することが重要です。

暴力は人権侵害であり、「犯罪」行為であるという認識を社会全体が高めるとともに、被害者が早期に自分の被害に気づくよう、広報・啓発事業の充実を図ります。

#### (1) DV防止の啓発活動の充実

- ◆ 配偶者・パートナー等に対する暴力防止の啓発活動を充実します

### 方針2 DV被害者等への相談体制の整備・充実

鎌倉市は、女性が抱える悩みに対応し、女性の主体的な生き方を支援するために、専門の相談員を配置して女性相談を行っています。配偶者等からの暴力に関する相談は増加傾向にあり、また、近年では、男性被害者からの相談も寄せられます。

DVをはじめ、あらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。相談者の立場を十分に考慮し、その人権が尊重され、回復されるための支援が望まれます。このような問題に対し、利用しやすい相談体制を整備するとともに、関係課、関連機関と連携し、相談者の実情に即した支援を行います。

#### (1) 女性相談の充実と包括的支援

- ◆ 女性相談窓口の周知を図ります
- ◆ 女性相談の充実を図り、関係課等と連携し支援を行います

#### (2) 男性被害者のための相談体制づくり

- ◆ 男性からのDV相談に対し専門相談につなぐとともに周知を図ります

### 方針3 DV被害者等の安全確保と自立支援

家庭内での暴力行為等は、心身に危険が及ぶ場合もあり、相談者を一時的に保護できる体制の整備が求められています。このため、相談者の安全確保を最優先に考え、神奈川県等と連携し、一時保護を行います。一時保護をした女性については、暴力を受けて弱った心身の回復に向けたケアを行うとともに、自立に向けて住居の確保や就業の支援を、また子どもを伴っている場合は、子どもの就学や心のケアにも配慮しながら、関係機関と綿密な連絡を取り、総合的な支援を行います。

#### (1) 一時保護と自立支援の体制づくり

◆ 一時保護の支援及び体制を充実します

◆ DV被害者等の自立に向けた支援を行います

#### 「DV相談プラス」「DV相談ナビ#8008」

内閣府が行っている相談窓口です。24時間電話対応、10か国語に対応できます。あなたが配偶者やパートナーから受けている様々な暴力（DV）について、専門の相談員と一緒に考えます。「これってDVかな?」「暴力を振るわれている」「今すぐパートナーから逃げたいけどどうしたらいいの?」「自分だけでなく子どもたちのことも心配」など、どんなご相談もお気軽にご連絡ください。

#### DV相談プラス

(電話) 0120-279-889 24時間受付

(チャット) 12:00~22:00

#### DV相談ナビ

(全国共通番号) #8008 (はれれば)

※最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります

## 目標VI 困難な問題を抱える女性への支援の推進



### 方針1 安心して相談できる体制の充実

令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、困難な問題を抱える女性とそのおそれのある女性が自分の意思を尊重されながら最適な支援を受けられるようにするため、安心して相談できることが重要です。

関係課等と連携し、包括的な支援体制の充実と、支援のための人材の育成を図ります。

#### (1) 相談体制の充実と包括的支援（V-2-1 一部再掲）

- ◆ 女性相談窓口の周知を図ります
- ◆ 相談体制の充実を図り、関係課等と連携し支援を行います

#### (2) 支援のための人材育成

- ◆ 支援者の育成と資質向上を図ります

### 方針2 関係機関と連携した支援体制の充実

市の女性相談では年々相談件数が増加していることに加え、複数の問題を抱えている方が増加している現状です。

複合化、複雑化した困難な問題を抱える女性への支援にあたって、庁内の連携体制以外にも、相談者の状況に応じて、民間団体など関係機関と関係を構築し、連携を図っていきます。特に若年女性の支援については、民間団体と情報共有や連携を図りながらきめ細かな支援を行っていきます。

(関係機関の例) 県、女性自立支援施設、配偶者暴力相談支援センター、民間支援団体、警察、学校、児童相談所、障害福祉サービス事務所、社会福祉協議会ほか

#### (1) 関係機関との連携促進のための体制づくり

- ◆ 各種会議などで関係機関との連携を図ります
- ◆ 民間団体等と連携し、困難な問題を抱える女性を支援します

### 方針3 自分らしく暮らすための自立支援の促進

困難な問題を抱える女性の中には、性被害、配偶者や親族等からの暴力被害を受け心的外傷を抱えている方や、生きづらさ等を抱えている方も多く、無力感や疲弊感から自らの意思や希望等を表すことが難しい状況に置かれていることもあります。

そのような相談者の気持ちを丁寧にくみ取り、ご自身の希望、意思に応じて必要なサービスを利用しながら安定的に日常生活を送れるよう、仕事や住まいの確保など経済的な自立に向け、個々の状況に応じた支援を丁寧に行っていく必要があります。

複雑化・複合化している問題について、本人の意思を大切にしながら伴走的な支援を行っていきます。

#### (1) 一時保護と自立支援の体制づくり (V-3-1 一部再掲)

◆ 一時保護の支援及び体制を充実します

◆ 困難な問題を抱える女性の自立に向けた支援を行います

#### (2) 本人の意思に寄り添った自立支援

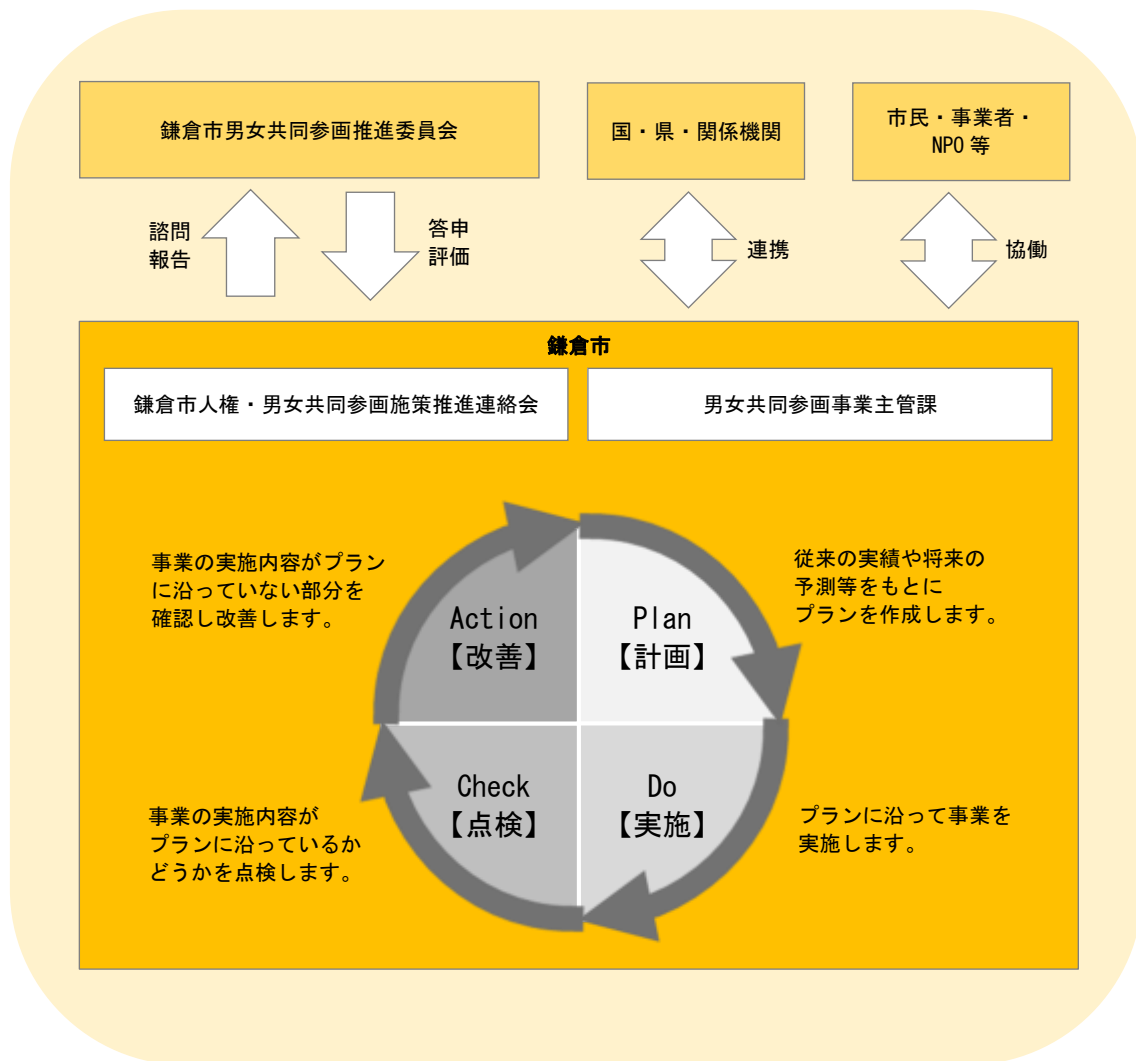
◆ 自分らしく暮らすための本人の意思に寄り添った支援を行います

#### (3) 被害に遭われた方への支援体制づくり

◆ 犯罪被害者の自立のため、生活の支援を行います。

1 推進体制

ジェンダー平等社会を推進するため、本プランの目標達成に向けた行政内部における施策の進行管理をはじめ、関係団体、市民・事業者等が一体となった取組を行います。



鎌倉市男女共同参画推進委員会

鎌倉市男女共同参画条例により設置された市の附属機関です。推進計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、調査審議します。また、毎年、市長から男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告を受け、進捗状況の評価及び意見を述べます。

鎌倉市人権・男女共同参画施策推進連絡会

男女共同参画事業を所管する部門の部長を会長とする庁内組織です。本プランの策定及び推進に向けた進行管理を行います。

## 1 鎌倉市男女共同参画推進委員会委員名簿

令和7年10月1日現在

氏名	役職等
佐藤 淑子 (委員長)	鎌倉女子大学名誉教授
鈴木 秀洋 (副委員長)	日本大学危機管理学部教授
菊池 操	公益社団法人アマヤドリ 代表理事
郷原 啓介	公益社団法人鎌倉青年会議所副理事長
高橋 佳子	特定非営利活動法人ふぁみりい 代表理事 (市民委員)

(敬称略)

## 2 プラン改訂経過

年月日	内容
令和7年8月14日	令和7年度第1回鎌倉市人権・男女共同参画施策推進連絡会
令和7年8月18日	令和7年度第1回鎌倉市男女共同参画推進委員会
令和7年11月11日	令和7年度第2回鎌倉市人権・男女共同参画施策推進連絡会
令和7年11月14日	令和7年度第2回鎌倉市男女共同参画推進委員会
令和7年12月19日 ～令和8年1月19日	パブリックコメントの実施
令和8年2月	令和7年度第3回鎌倉市人権・男女共同参画施策推進連絡会 (書面)
令和8年3月2日	令和7年度第3回鎌倉市男女共同参画推進委員会

### 3 男女共同参画に関する歩み（年表）

年	国連等	日本	神奈川県	鎌倉市
1946年 (昭和20)	・国連婦人の地位委員会を設置			
1975年 (昭和50)	・国際婦人年 ・「国際婦人年世界会議」開催（メキシコシティ） ・「世界行動計画」採択	・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置		
1976年 (昭和51)	・国連婦人の十年（～85年）			
1977年 (昭和52)		・「国内行動計画」策定		
1979年 (昭和54)	・「女子差別撤廃条約」採択			
1982年 (昭和57)			・「かながわ女性プラン」策定 ・「かながわ女性会議」結成 ・「婦人総合センター」開館	
1985年 (昭和60)	・「国連婦人の十年最終年世界会議」開催（ナイロビ） ・「2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「女子差別撤廃条約」批准		
1986年 (昭和61)		・「男女雇用機会均等法」施行		・「婦人問題行政連絡会」設置
1987年 (昭和62)		・「新国内行動計画」策定	・「新かながわ女性プラン」策定	
1990年 (平成2)	・ナイロビ将来戦略見直し勧告			・「女性行政推進本部」設置
1991年 (平成3)				・「女性行政担当」設置 ・「かまくら女性会議」設置 ・「男女共同参画社会についての市民意向調査」実施
1992年 (平成4)		・「育児休業法」施行		
1993年 (平成5)				・「かまくら女性プラン」策定 ・「鎌倉市男女共同社会推進協議会」設置
1995年 (平成7)	・「第4回世界女性会議」開催（北京） ・「北京宣言」「行動綱領」採択	・「育児・介護休業法」に改正		
1996年 (平成8)		・「男女共同参画2000年プラン」策定		
1997年 (平成9)			・「かながわ女性プラン21」策定	
1999年 (平成11)		・「男女共同参画社会基本法」施行		・「新かまくら女性プラン策定会議」設置
2000年 (平成12)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）	・「男女共同参画基本計画」策定		

年	国連等	日本	神奈川県	鎌倉市
2001年 (平成13)		・「配偶者暴力防止法」 施行		・「かまくら21男女共 同参画プラン」策定
2002年 (平成14)			・「神奈川県男女共同参 画推進条例」施行 ・「配偶者暴力相談支援 センター」設置	
2003年 (平成15)	・女子差別撤廃委員会 が日本を審査		・「かながわ男女共同参 画推進プラン」策定	・男女共同参画市民ネ ットワーク「アンサ ンプル21」発足
2005年 (平成17)		・「男女共同参画基本計 画(第2次)」策定		
2006年 (平成18)			・「かながわDV被害者 支援プラン」策定	
2007年 (平成19)		・「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・ バランス)憲章」「仕 事と生活の調和推進 のための行動指針」 策定		・「鎌倉市男女共同参画 推進条例」施行
2008年 (平成20)			・「かながわ男女共同参 画推進プラン(第2 次)」策定	
2009年 (平成21)			・「かながわDV被害者 支援プラン」改定	
2010年 (平成22)		・「第3次男女共同参画 基本計画」策定		
2011年 (平成23)	・ジェンダー平等と女 性のエンパワーメン トのための国連機関 (UN Women) 発足			
2012年 (平成24)				・「かまくら21男女共 同参画プラン(第2 次)」策定
2013年 (平成25)			・「かながわ男女共同参 画推進プラン(第3 次)」策定	
2014年 (平成26)			・「かながわDV防止・ 被害者支援プラン」 策定	
2015年 (平成27)	・「国連持続可能な開発 サミット」において SDGs(持続可能な開 発のための2030アジ ェンダ)採択	・「女性活躍推進法」成 立 ・「第4次男女共同参画 基本計画」策定	・かながわ女性センタ ーを県藤沢合同庁舎 に移転し、「かながわ 男女共同参画センタ ー(かなテラス)」に 名称変更	
2017年 (平成29)				・「かまくら21男女共 同参画プラン(第2 次)」改定
2018年 (平成30)			・「かながわ男女共同参 画推進プラン(第4 次)」策定	
2019年 (令和元)			・「かながわDV防止・ 被害者支援プラン」 改定	
2020年 (令和2)		・「第5次男女共同参画 基本計画」策定		

2021年 (令和3)			・「かながわ女性の不安・困りごと相談室」を大船に開設	
2022年 (令和4)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布</li> <li>・「AV出演被害防止・救済法」施行</li> </ul>		・「かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】策定
2023年 (令和5)		・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行	・「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」策定	
2024年 (令和6)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行	・「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」策定	
2025年 (令和7)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・困難な問題を抱える女性のための自立支援施設「わたしのお家（うち）」開設</li> <li>・困難な問題を抱える女性のための通所型支援（3か所）開設</li> </ul>	

## 4 SDGs目標

鎌倉市は現在 SDGs 未来都市の創造を進めています。SDGs の 17 の目標のうち、本計画と関連が深い次の目標を考慮して計画を推進していきます。

アイコン	目標
	<p><b>目標 1 貧困をなくそう</b> あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>
	<p><b>目標 3 すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>
	<p><b>目標 4 質の高い教育をみんなに</b> すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p><b>目標 5 ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>
	<p><b>目標 8 働きがいも経済成長も</b> すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>
	<p><b>目標 10 人や国の不平等をなくそう</b> 国内および国家間の不平等を是正する</p>
	<p><b>目標 11 住み続けられるまちづくりを</b> 都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする</p>
	<p><b>目標 16 平和と公正をすべての人に</b> 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する</p>
	<p><b>目標 17 パートナリシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する</p>

## 5 関係法令

### (1) 鎌倉市男女共同参画推進条例

平成19年1月4日条例第24号

鎌倉市男女共同参画推進条例をここに公布する。

鎌倉市男女共同参画推進条例

男女が個人として尊重され、互いに認め合い、性別による差別のない平等な社会を実現することは、私たち市民の共通の願いである。

現在の急速な少子高齢化の進展、家族形態の多様化等社会情勢の変化に適切に対応し、鎌倉市が今後も心豊かな活力のあるまちとして発展していくためには、男女が性別や世代を超え、互いに思いやり、支え合う地域社会を構築し、男女共同参画社会を実現することが重要である。

美しい自然と貴重な歴史や文化を持つ鎌倉市では、これまで幅広い分野における市民の積極的な社会参加により、男女共同参画社会の実現のための様々な取組を進めてきた。しかし、性別による差別の解消、固定的な役割分担の見直し等の課題が残されており、男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が必要である。

ここに、鎌倉市、市民及び事業者が協働し、男女平等の理念の下に、男女が互いに責任を果たしつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に取り組む姿勢を明らかにするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる理念に基づいて行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が尊重され、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が個人の生き方の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、それらの家庭生活における活動と就業その他の活動との両立が図られること。
- (4) セクシュアル・ハラスメント(相手が望まない性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。)、配偶者等への暴力その他の性別による人権侵害を抑制するとともに、助長されることがないように配慮されること。
- (5) 男女が対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動の意思決定の場に共同して参画する機会が確保されること。
- (6) 男女共同参画社会の実現に向けた国際社会における取組に関する十分な理解がされること。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、県その他の地方公共団体及び関係団体と連携を図り、かつ、市民及び事業者と協働して行うものとする。

3 市は、その他の施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に関する理解を深め、市の実施する施策に協力するとともに、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するように努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に関する理解を深め、市の実施する施策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たっては、就業者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための職場環境の整備に積極的に取り組むものとする。

(基本的施策)

第7条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

- (1) 男女共同参画について、市民及び事業者の理解を深めるための広報活動等の充実を図るとともに、学校その他のあらゆる教育の場において、男

女平等の意識を浸透させるための適切な措置を講ずること。

- (2) 家庭生活における活動と就業その他の活動との両立を図るため、子育て、家族の介護等を支援するための環境の整備に努めること。

- (3) 性別による差別その他の男女共同参画を阻害する要因の解消を図るための総合的な支援体制の整備に努めること。

- (4) 社会のあらゆる分野における活動の意思決定の場に参画する機会に係る男女間の格差を生じさせないようにするため、市民及び事業者と協力し、啓発等を行うこと。

(男女共同参画推進計画の策定)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画推進計画(以下「推進計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、推進計画を策定しようとするときは、鎌倉市男女共同参画推進委員会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、鎌倉市男女共同参画推進委員会に報告の上、公表するものとする。

(男女共同参画推進委員会)

第10条 推進計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するため、市長の附属機関として、鎌倉市男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会は、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

3 推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、市民、事業者、男女共同参画に関する活動を行う団体の代表者及び男女共同参画に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 市長は、委員を委嘱するに当たっては、その委嘱の際男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう配慮しなければならない。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(意見等の申出)

第11条 市の男女共同参画の推進に関する施策若しくはその実施又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策若しくはその実施について意見等のある者は、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出への対応に当たり、特に必要があると認めるときは、推進委員会の意見を聴くことができる。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による申出に関する手続その他必要な事項は、規則で定める。

(相談等の申出)

第12条 性別による差別その他の男女共同参画を阻害する要因による人権侵害に関する相談等のある者は、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、関係機関と相互に連携し、必要な助言を行う等適切な対応をするものとする。

3 市長は、第1項の規定による申出のうち高度な専門的知識を必要とする相談に対応するため、鎌倉市男女共同参画専門相談員を置く。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。

## (2) 鎌倉市男女共同参画推進条例

### 施行規則

平成19年1月4日規則第23号

鎌倉市男女共同参画推進条例施行規則をここに公布する。

鎌倉市男女共同参画推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市男女共同参画推進条例(平成19年1月条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。(男女共同参画推進委員会)

第2条 鎌倉市男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。  
2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。  
3 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第3条 推進委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。  
2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。  
3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第4条 会議は公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めるときは、これを公開しないことができる。(関係者の出席等)

第5条 推進委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、この推進委員会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の運営に関する事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

(意見等の申出等)

第8条 条例第11条第1項に規定する申出(以下「申出」という。)は、男女共同参画に係る意見申出書(別記様式)により行うものとする。

2 市長は、申出の内容に次の各号に掲げる事項のいずれも含まないものについて、調査及び判断を行う等適切に対応するものとする。

(1) 判決又は裁決により確定した事項  
(2) 裁判所において係争中の事案又は行政庁において審査請求により審理中の事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第16条に規定する紛争の解決の援助の対象となる事項

(4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(5) 条例又はこの規則に基づく市長の行為に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が調査することが適当でないと認める事項

3 市長は、申出の内容について対応しないときは、速やかに、文書によりその理由を付して当該申出をした者に通知するものとする。

(調査結果等の通知)

第9条 市長は、申出について調査を終了したときは、遅滞なく、文書によりその結果を当該申出をした者に通知するものとする。

(その他の事項)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

付 則(平成19年3月30日規則第41号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成28年4月1日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

## (3) 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号  
最終改正：令和7年6月27日法律第80号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができるが、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

ない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策  
(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。  
(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べる。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べる。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補充の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(略)

## (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号  
最終改正：令和 7 年 6 月 11 日法律第 63 号

### 第一章 総則 (目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### (基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### (事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第二章 基本方針等

#### (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向  
二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項  
ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

二 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項  
三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はこれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくとも一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則（略）

## (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号  
最終改正：令和5年6月14日法律第53号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則 (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣

（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項  
二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針  
二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設に都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号、第八号の三及び第九号において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第三章 被害者の保護 (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏洩罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、（その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その旨を配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を

受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和二十九年法律第二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的差恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的差恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的差恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規

定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二年間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないときは住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

三 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時に掲げる事項

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に掲げる事項

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に掲げる事項

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称  
ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容  
ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時に掲げる事項

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称  
ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容  
ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イから二まで又は前項第三号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審理の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めたものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示する。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審理の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第二項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命ずなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされたいは保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が

申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再発の申立て)  
 第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再発の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てををする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)  
 第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除  
 (民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三條の二第五項及び第六項、第百三十三條の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第百九十五条第二項、第二百二十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百二十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百二十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
第百三十三條の三第一項	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一條の二第二項	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を	方法

	使用する方法	
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五條第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一條の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一條第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)  
 第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則  
 (職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。  
 (教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。  
 (調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。  
 (民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

都道府県及び市町村の支弁)  
 第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

#### 第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

#### 第六章 罰則

第二十九条保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則（略）

## (6) ストーカー行為等の規制等に関する法律

平成 12 年 5 月 24 日法律第 81 号  
最終改正：令和 7 年 12 月 10 日法律第 83 号

(目的)

第一条 この法律は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所若しくは通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。

四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、文書を送付し、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

3 この法律において「位置情報無承諾取得等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第三号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

二 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

三 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

4 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等（第一項第一号から第四号まで及び第五号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）又は位置情報無承諾取得等を反復してすることをいう。

（つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をして不安を覚えさせることの禁止）

第三条 何人も、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

(警告)

第四条 警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、前条の規定に違反する行為があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をすおそれがあると認めるときは、その相手方の申出により、又は職権で、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。

2 一の警察本部長等が前項の規定による警告（以下「警告」という。）をした場合には、他の警察本部長等は、当該警告を受けた者に対し、当該警告に係る前条の規定に違反する行為について警告を命ずることができる。

3 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を当該警告に係る前条の規定に違反する行為の相手方に通知しなければならない。ただし、当該相手方の所在が不明であることその他の理由により当該相手方に通知することができない場合は、この限りでない。

4 警察本部長等は、第一項の申出を受けた場合において、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、警告の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(禁止命令等)

第五条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、第三条の規定に違反する行為があった場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をすおそれがあると認めるときは、その相手方の申出により、又は職権で、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 更に反復して当該行為をしてはならないこと。

二 更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項

2 公安委員会は、前項の規定による命令（以下「禁止命令等」という。）をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）

第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 公安委員会は、第一項に規定する場合において、第三条の規定に違反する行為の相手方の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、前項及び行政手続法第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、当該相手方の申出により（当該相手方の身体の安全が害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、その申出により、又は職権で）、禁止命令等を行うことができる。この場合において、当該禁止命令等をした公安委員会は、意見の聴取を、当該禁止命令等をした日から起算して十五日以内（当該禁止命令等をした日から起算して十五日以内に次項において準用する同法第十五条第三項の規定により意見の聴取の通知を行った場合においては、当該通知が到達したものとみなされる日から十四日以内）に行わなければならない。

4 行政手続法第三章第二節（第二十八条を除く。）の規定は、公安委員会が前項後段の規定による意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同法第十五条第一項中「聴聞を行うべき期日までに相当な期間において」とあるのは「速やかに」と、同法第二十六条中「不利益処分決定をすときは」とあるのは「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第五条第三項後段の規定による意見の聴取を行ったときは」と、「参酌してこれをしなければ」とあるのは「考慮しなければ」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 一の公安委員会が禁止命令等をした場合には、他の公安委員会は、当該禁止命令等を受けた者に対し、当該禁止命令等に係る第三条の規定に違反する行為について禁止命令等を行うことができない。

6 公安委員会は、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該禁止命令等に係る第三条の規定に違反する行為の相手方に通知しなければならない。ただし、当該相手方の所在が不明であることその他の理由により当該相手方に通知することができない場合は、この限りでない。

7 公安委員会は、第一項又は第三項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならない。

8 禁止命令等の効力は、禁止命令等をした日から起算して一年とする。

9 公安委員会は、禁止命令等をした場合において、前項の期間の経過後、当該禁止命令等を継続する必要があるときは、当該禁止命令等に係る第三条の規定に違反する行為の相手方の申出により、又は職権で、当該禁止命令等の有効期間を一年間延長することができる。当該延長に係る期間の経過後、これを更に延長しようとするときは、同様とする。

10 第二項、第六項及び第七項の規定は、前項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分について準用する。この場合において、第七項中「第一項又は第三項」とあるのは、「第九項」と読み替えるものとする。

11 禁止命令等又は第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分は、国家公安委員会規則で定める書類を送達して行う。ただし、緊

急を要するため当該書類を送達するいとまがないときは、口頭ですることができ。

- 2 前項の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合には、当該禁止命令等又は当該処分をする公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることができる。
- 3 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び公安委員会がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示して行う。
- 4 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して二週間を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。
- 5 前各項に定めるもののほか、禁止命令等、第三項後段の規定による意見の聴取及び第十一項の規定による送達の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(特定相手方情報の提供の禁止等)

第六条 何人も、ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為（以下「ストーカー行為等」という。）をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該ストーカー行為等の相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるもの（次項において「特定相手方情報」という。）を提供してはならない。

2 警察本部長等は、警告又は禁止命令等（以下この項において「警告等」という。）があった場合において、当該警告等に係る第三条の規定に違反する行為の相手方に係る情報を保有し、又は保有しようとしている者（以下この項において「相手方情報保有者等」という。）が、当該警告等を受けた者であって現にストーカー行為等をするおそれがあるものに対して当該相手方に係る特定相手方情報を提供するおそれがあると認めるときは、当該相手方情報保有者等に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを通知して、当該提供を行わないよう求めることができる。この場合において、警察本部長等は、当該相手方情報保有者等に対し、当該通知に係る事項をみだりに第三者に漏らさないよう求めなければならない。

(警察本部長等の援助等)

第七条 警察本部長等は、ストーカー行為等の相手方から当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該相手方に対し、当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものとする。

2 警察本部長等は、前項の援助を行うに当たっては、関係行政機関又は関係のある公私の団体と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

3 警察本部長等は、第一項に定めるもののほか、ストーカー行為等に係る被害を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

4 第一項及び第二項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び援助の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(職務関係者による配慮等)

第八条 ストーカー行為等に係る相手方の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、当該ストーカー行為等の相手方の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、ストーカー行為等の相手方の人権、ストーカー行為等の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

3 国、地方公共団体等は、前二項に規定するもののほか、その保有する個人情報の管理について、ストーカー行為等の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国、地方公共団体、関係事業者等の支援)

第九条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の相手方に対する女性相談支援センターその他適切な施設による支援、民間の施設における滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮に努めなければならない。

2 ストーカー行為等に係る役務の提供を行った関係事業者は、当該ストーカー行為等の相手方からの求めに応じて、当該ストーカー行為等が行われることを防止するための措置を講ずること等に努めるものとする。

3 ストーカー行為等が行われている場合には、当該ストーカー行為等が行われている地域の住民並びに当該ストーカー行為等の相手方を雇用する者及び当該相手方が就学する学校の長は、当該相手方に対する援助に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等をした者を更生させるための方法、ストーカー行為等の相手方の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進に努めなければならない。

(ストーカー行為等の防止等に資するためのその他の措置)

第十一条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止及びストーカー行為等の相手方の保護に資するための次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 ストーカー行為等の実態の把握

二 人材の養成及び資質の向上

三 教育活動、広報活動等を通じた知識の普及及び啓発

四 民間の自主的な組織活動との連携協力及びその支援

(支援等を図るための措置)

第十二条 国及び地方公共団体は、第九条第一項及び前二条の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努

めなければならない。

(報告徴収等)

第十三条 警察本部長等は、警告をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

2 公安委員会は、禁止命令等（第五条第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分を含む。）をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

(禁止命令等を行う公安委員会等)

第十四条 この法律における公安委員会は、禁止命令等及び第五条第二項の聴聞に関しては、当該禁止命令等若しくは当該聴聞に係る第三条の規定に違反する行為の相手方の現在の住所若しくは居所の所在地、当該相手方の当該行為が行われた時における住所若しくは居所の所在地、当該行為をした者の現在の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知られないときは居所）の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する公安委員会とする。

2 公安委員会は、第五条第二項の聴聞を終了しているときは、次に掲げる事由が生じた場合であっても、当該聴聞に係る禁止命令等を行うことができるものとし、当該他の公安委員会は、前項の規定にかかわらず、当該聴聞に係る禁止命令等を行うことができないものとする。

一 当該聴聞に係る第三条の規定に違反する行為の相手方がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。

二 当該聴聞に係る第三条の規定に違反する行為をした者がその住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知られないときは居所）を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。

3 この法律における警察本部長等は、警告に関しては、当該警告に係る第三条の規定に違反する行為の相手方の現在の住所若しくは居所の所在地、当該相手方の当該行為が行われた時における住所若しくは居所の所在地、当該行為をした者の現在の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知られないときは居所）の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察本部長等とする。

(方面公安委員会への権限の委任)

第十五条 この法律により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に委任することができる。

(方面本部長への権限の委任)

第十六条 この法律により道警察本部長の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面本部長に行わせることができる。

(公安委員会の事務の委任)

第十七条 この法律により公安委員会の権限に属する事務は、警察本部長等に行わせることができる。

2 方面公安委員会は、第十五条の規定により道公安委員会から委任された事務のうち、前項の事務を方面本部長又は警察署長に行わせることができる。

(罰則)

第十八条 ストーカー行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第十九条 禁止命令等（第五条第一項第一号に係るものに限る。以下同じ。）に違反してストーカー行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定するもののほか、禁止命令等に違反してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等を行うことにより、ストーカー行為をした者も、同項と同様とされる。

第二十条 前条に規定するもののほか、禁止命令等に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(適用上の注意)

第二十一条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(条例との関係)

2 地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

3 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(検討)

4 ストーカー行為等についての規制、その相手方に対する援助等に関する制度については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

(7)

## 困難な問題を抱える女性への支

### 援に関する法律

令和4年5月25日法律第52号  
最終改正：令和4年6月17日法律第68号

#### 第一章 総則 (目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

#### (基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とする。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念のっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

#### (関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

#### (緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

#### 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

#### (基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

二 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項  
二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項  
三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

三 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

四 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

二 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針  
二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する

#### 事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

三 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

四 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

五 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

#### 第三章 女性相談支援センターによる支援等

#### (女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

三 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

四 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

五 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

六 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

七 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

八 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

九 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

一〇 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

一一 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

#### (女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

#### (女性相談支援員)

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

二 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

三 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

#### (女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせ

て退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和三十二年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和三十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和三十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

#### 第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受け取ることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認め

る者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則（略）



鎌倉市政策部市民相談課 人権・男女共同参画担当

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話 0467-61-3870

ファックス 0467-23-8700

メール [jinken-danjo@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:jinken-danjo@city.kamakura.kanagawa.jp)

